

2024 年度 研究論文

自由なデータ流通規範アイデアの普及と変容

東京大学 公共政策学教育部 公共政策学専攻

国際公共政策コース

王 安理 (51-238015)

目次

序章	3
第1節 背景と目的	3
第2節 先行研究と本研究の位置づけ	4
第3節 分析方法	6
第4節 構成	9
第1章 国際的なデータの流通に関する規範アイデアの形成(1970-1980年代)	10
第1節 自由な情報流通	10
第2節 異なる観点の規範	14
第3節 小括	19
第2章 経済協定に場を移す自由なデータ流通規範アイデアの普及	22
第1節 サービス貿易におけるデータ流通	22
第2節 電子商取引におけるデータ流通	24
第3章 規範の変容?	37
第1節 背景、環境の変化	37
第2節 信頼性のある自由なデータ流通(DFFT)	38
第3節 制限付き自由	41
終章 総括と課題	45
第1節 変遷の総括	45
第2節 考察	49
第3節 課題と今後の展望	50
参考文献	52

図表目録

図 1 越境データ流通(移転)に関する FTA ネットワーク.....	31
表 1 越境データ流通の議論に関する対象、アイデア、フォーラムの変遷.....	48

序章

第1節 背景と目的

デジタル経済は、情報とデータ¹を中心とした新しい経済構造を形成しており、グローバルな市場拡大や効率性の向上、そして社会的・経済的包摂を促進することが期待されている。その規模は世界経済において急速に拡大しており、2020年時点で世界のGDPの約15.5%を占め、その割合は今後も増加するとの予測もある²。各国は、経済成長や競争力強化のため独自の政策や戦略を通じてその発展を推進している。

データはデジタル経済において重要な生産要素であり新たなイノベーションの源泉、ゲームチェンジャーとして重要視されているうえ、発展著しいAI技術においても不可欠なため、そのインパクトや国際競争は今後ますます大きくなると考えられている。

グローバル化が進む現代では、グローバルな経済活動の見地からもデータの流通は重要である。データの特性として、非競合性、複製が容易で限界費用がゼロに近く、取引の不可逆性がある³など、従来の有形財とは異なることから、その扱いにも様々な議論が生じている。経済の効率性の観点からは、取引コスト面や「規模の経済」、またデータの社会財、共有財、公共財としての性格から、データの自由な流通を推奨する主張が数多くある。一方で、国境を越えたデータ流通は容易に阻害されうるものである。各国政府は、国家安全保障、プライバシー、セキュリティ、知的財産保護などといった様々な公共政策目的でインターネットにおけるデータの自由流通を規制している。

この問題の始まりは1970年代にまでさかのぼることができる。当時、コンピュータなどによる情報処理技術と、衛星通信や無線通信、海底ケーブルなど通信技術とが発展し結合されることによって、「国際データ流通」(TDF, TBDF: Transborder Data Flow)⁴という現象が注目を浴びるようになった。それに伴い一部ではプライバシーや安全保障に対す

¹ 本稿では、「データ」の意味するものとして、機械的に収集され機械判読可能な形で加工された資料としての存在を念頭に置きつつ、それが解釈され意味を伴う「情報」に類する広義のものとして解釈、使用する。

² Huawei and Oxford Economics, “Digital Spillover -Measuring the true impact of the Digital Economy” SEPTEMBER 5, 2017. p.8.

³ 林紘一郎「情報法の一般理論はなぜ必要か：5つの理由と検討すべき10の課題」,情報通信学会誌 Vol.33, No.3, 2015年, 2頁.

⁴ 国際データ流通がどの範囲を指すのかについては論者によって様々な定義が存在するが、本稿では、データがコンピュータ処理を目的として蓄積され、コンピュータ通信によって国境を越えて伝送されることとする。対して、今日想定される越境データ流通(CBDF: Cross-Border Data Flow)では、技術的には、複数のコンピュータがインターネットを通じた分散方式で通信を行う。

る懸念が出現したものの、規制自体やその国家間の相違がビジネスにおける阻害要因となっているとして問題視され、調和のための議論が開始された。

その後インターネットの発展や国際経済秩序の変容に伴い、現在では FTA をはじめとする経済協定において電子商取引における自由な越境データ流通を規定するためのルール作りが盛んになっている。しかし、越境データの流通においては、各国の重視する公共政策目的や価値観の相違によって交渉が難航し、国際的に共通したルールや国際法の整備が不十分である現状に課題がある。データ流通に対するアプローチは主に以下の 3 種類に分けられる⁵。アメリカ合衆国(以下アメリカ)は、ビジネス、民間部門によるデータの管理と政府の不干渉を強調し、中華人民共和国(以下中国)は政府によるデータの管理を強調する一方で、欧州連合(以下 EU)は基本的な権利と価値に基づいた個人によるデータの管理を支持している。

このように、各国の価値観や規範的条件が存在している以上、議論が収斂し、一定の強制力を有する合意に達するうえでは、各国の同意を得られる規範を導くことが不可欠であると考えられる。

そこで本論文では、自由な越境データ流通を主軸とし、「自由な越境データ流通規範アイデアの形成、普及過程はいかなるものか?その過程で、どのような対抗規範、場の選択、アクターの作用を受けてきたのか?」をリサーチクエスションとして設定する。1970 年代以降の自由な越境データ流通をめぐる各国の主張を規範アイデアとして捉え、国際関係論の視点を踏まえながらこれまでの議論や規範アイデアの変遷を明らかにすることによって、現状の議論を改めて捉えなおし、課題を考察することが目的である。なお、本論文で対象とする「越境データ流通」は、経済産業省「データの越境移転に関する研究会報告書」に従い、「データが別地域のサーバーに複製される場合や、国境を超えてデータにアクセスする場合など様々なパターンが想定される。このパターンは、技術の発展や新しいビジネスモデルに伴い増え続けており、これら全てを包有する概念」⁶として使用する。

第 2 節 先行研究と本研究の位置づけ

1970 年代から 1980 年代前半にかけてのデータサービス取引としての「国際データ流通」の時代には、サヴァン⁷が、データサービス取引に関する強制力のある自由主義的な国際体

⁵ 5 種類に分けられることもある。UNCTAD, “DIGITAL ECONOMY REPORT 2021 Cross-border data flows and development: For whom the data flow”, United Nations, August 2021, p.99 によれば、市場志向のアメリカ、安全保障志向とデジタル開発志向の中国、権利重視の EU、セキュリティ重視のロシア、国内開発志向のインドである。

⁶ 経済産業省「データの越境移転に関する研究会 報告書」, 2022 年, 3 頁より引用。

⁷ Sauvart, K. P., *International Transactions in Services: The Politics of Transborder Data Flows*. Boulder & London: Westview Press, 1986.

制を確立することを目指すアメリカを中心とする国際ビジネス界とアメリカ政府に注目しながら、各国の利害関係状況の議論・交渉の場の選択への影響や国際場裏における政策的議論を整理している。国境を越えた自由な情報の流れに焦点を当てたアーロンソン⁸は、アメリカと EU における「国際データ流通」時代からの自由な情報流通に対する立場と、その後の貿易協定における対応を一連の流れとして取り上げて考察している。

1990 年代以降の越境データ流通規制の形成及び国際ルール of 調整の様子に焦点を当てる研究は数多く存在する。例えば、カッサリーニ⁹らは、越境データ流通と「信頼」への取り組みを複数国間合意/貿易協定/セーフガード/国際技術標準の 4 つの制度から調査し、その中で各国政府は補完的なアプローチを追求しており、制度内/制度間で一定程度の収束が見られることから、政府が合法的な公共政策の目標を達成することを可能にしながら、データ流通から利益を得られる国際的な仕組みが構築されつつあることを示唆した。

FTA/EPA/PTA におけるデータの越境流通の規定に関する研究として、エルシグとクロッツ¹⁰は PTA のデータ関連規定のテキスト分析を行い、EU、アメリカ、シンガポールが主要なルールメーカーとして、電子商取引とデータフローに関する特定の規制モデルの普及に潜在的に影響を持つことを明らかにした。城山は、FTA/EPA の規定を調査したうえで自由な越境データ流通と様々な公共政策目的間の調整可能性については、条文レベルでは WTO においても一定の合意が行われる可能性はあるものの、公共政策目的の判断が各国に委ねられる可能性も高く、その場合、実質的な公共政策目的間バランスの差異は持続する可能性が高い¹¹と述べている。

現在主流なデータ流通の国際規範への議論の場が WTO をはじめとする経済協定に移されたことにより、既存研究も、交渉や調整の様子について成果文書となる経済協定から分析する調査が多い。一方で、データの自由流通という規範の提示から普及及び収斂の見通しといった推移を取りあげ国際関係論の中で位置づける研究は管見の限り少ない。アーロンソンの研究は 2015 年であるため近年主張されるデータ流通の規範アイデアに基づく国

⁸ Aaronson, S. “Why Trade Agreements Are Not Setting Information Free: The Lost History and Reinvigorated Debate over Cross-Border Data Flows, Human Rights, and National Security.” *World Trade Review* 14(4), 2015, pp. 671–700.

⁹ Casalini, F., González, J. L. and Nemoto, Y. “Mapping commonalities in regulatory approaches to cross-border data transfers”, *OECD Trade Policy Papers*, 2021.

¹⁰ Elsig, M. and Klotz, S. “Data Flow-Related Provisions in Preferential Trade Agreements: Trends and Patterns of Diffusion”, in M. Burri (ed.) *Big Data and Global Trade Law*. Cambridge: Cambridge University Press, 2021, pp. 42–62.

¹¹ 城山英明. 「グローバルなデータガバナンスにおける多様な公共政策目的の調整と調整の場」日本国際問題研究所『経済・安全保障リネージュ研究会 最終報告書』, 2023 年, 159 頁.

際議論や経済協定における合意成果を対象範囲に含んでいない。

そのため、議論が収斂し、一定の強制力を有する合意に達するうえで重要となるであろう国際規範を導く様子を考察すべく、本稿ではデータの越境流通という問題に対して、特に自由なデータ流通の「規範アイデア」という観点から、その形成、提示、普及、変更あるいは収斂の様子について近年の状況も踏まえながら整理し、分析したい。

第3節 分析方法

本節では、規範の定義や国際関係における位置づけを確認したうえで、コンストラクティビズムを中心に発展してきた国際規範の普及、発展過程に関する分析枠組みを整理する。

規範とは、「一定のアイデンティティを共有するアクターにとっての適切な行動の基準」¹²である。規範と行為主体のアイデンティティ、利益は相互に影響を与えながら間主観的に形成され、「適切性の論理」によって行為主体(国際関係論においては、主に国家)の行動を規定する。レジーム論において、規範はレジームの観念的側面を構成するとされる。規範は、ある問題領域に対する共通の目的となり、それはより具体的なルールを設定する際の基礎となる¹³。国際経済秩序を構成するのは分野ごとのルール・手続き・組織など、レジームの集合体である¹⁴が、本稿では、それらの観念的側面として、また道徳的観念に関わらず各国の利益を代表し、それらの形成に影響を与えるものとして、規範を位置付ける。

以下では、規範の形成、普及過程に関する既存の分析枠組みを概観する。

フィネモアとシッキンクによる規範のライフサイクルモデル¹⁵は、規範は三つの段階によって国際的に広がるとしている。すなわち、規範企業家¹⁶による規範の生成段階、規範が伝達され多数の国家による承認という転換点を越えると発生する、規範の急速かつ広範な普及(カスケード)段階、そして当該規範が当然のものとされ各国が内面化していく段階である。規範企業家は問題への注意を喚起し、或いは名前を付け、解釈するという「フレーミング」によって問題を作り出す。また、規範企業家は、新しい規範の発想段階や説得段階において、既存の規範の影響を受け、そしてそれを新しい規範の正当化のために利用するという「規範の接ぎ木」戦略をとることがある¹⁷。規範企業家が規範を普及させる際には、このように規範の採用を説得する戦略、その促進の場となる組織的プラットフォーム

¹² Finnemore, M. and Sikkink, K., “International Norm Dynamics and Political Change”, *International Organization*, 52(4), 1998, p.891.

¹³ 山本吉宣『国際レジームとガバナンス』有斐閣, 2008年, 44頁.

¹⁴ 飯田敬輔『経済覇権のゆくえ』中公新書, 2013年, 3-4頁.

¹⁵ Finnemore and Sikkink, *op.cit.*, p.895.

¹⁶ 本稿では、規範の新規形成だけでなく、その展開や推進という側面を強調するため、“Norm Entrepreneurs”を規範「企業家」と表記する。

¹⁷ Price, R., “Reversing the Gun Sights: Transnational Civil Society Targets Land Mines,” *International Organization*, 52(3), 1998, p.617, pp. 627–631.

ム、そして規範を承認し社会化を推進する国家主体の支援が必要であるとされている¹⁸。こうした過程を経て規範が質的量的に十分に受け入れられるようになると、他国の追随が見られるようになり、規範の急速かつ広範な普及が達成される。規範が転換点に達するためには、多くの場合において特定の国際ルールや国際機関における制度化が役割を果たす¹⁹。これは制度化によって、規範と違反行為が確立され、違反に対する非難や制裁が明確化されるからである。こうして広く普及した規範は、各国によって内面化され、国際規範として定着するようになる。

規範のライフサイクルモデルは、これまで人権や開発、環境保護に関わる規範の発展過程を対象とした研究に援用され、それぞれの段階におけるアクターの戦略や規範の性質による受容の態度、規範の社会化、制度化の様子について実証的に検証されている。

そうした中で、このモデルは、規範を静的なものとして捉え、発展過程を単純化している²⁰として、伝達段階における規範の精緻化や退行、消失など、一方向的な伝播に限らない規範の変容可能性という視点を取り入れた研究も行われている。例えば、コールマンは、規範の初期(伝達)の段階で、規範企業家は説得だけでなく交渉を行うことを強調し、交渉の場と規範は相互に作用し、内容と国際支持の程度の両方に影響を与えると主張している²¹。また、規範を、固定化された概念でなく、形成途上のプロセスとみなしたクルークとトルーは、規範のライフサイクル分析手法として、言説的アプローチが多様な文脈における規範の起源、採用、実装のパターンを分析するために有用であると主張する²²。規範は社会的行動に影響を及ぼす一方で、その意味を再構成しようとする継続的な試みの対象でもあり、曖昧な規範が、時間の経過とともに様々なエージェントによる内容の精緻化や修正を経ることで正当性が高まり国際社会においてその共有が進む場合があると指摘している²³。

国家が規範を受け入れる動機としては、戦略的利益と、その正当性やアイデンティティによるものがあるとされる。マーチとオルセンは「結果の論理」と「適切性の論理」を提

¹⁸ Finnemore and Sikkink, *op.cit.*, pp. 896-901.

¹⁹ *Ibid.*, p.900.

²⁰ 西谷真規子編著『国際規範はどう実現されるか：複合化するグローバル・ガバナンスの動態』ミネルヴァ書房, 2017年, 4頁.

²¹ Coleman, K. P., "Locating norm diplomacy: Venue change in international norm negotiations". *European Journal of International Relations*, 19(1), 2013. p.181.

²² Krook, M. L. and True, J., "Rethinking the life cycles of international norms: The United Nations and the global promotion of gender equality". *European Journal of International Relations*, 18(1), 2012, p.108.

²³ *Ibid.*, p109.

示する²⁴。結果の論理は、予測される結果と事前の選好によって行動が決まるという考え方で、適切性の論理は、行動は適切さとアイデンティティによって決定されるというものである。ただし 2 つの論理は相互に排他的ではなく、特定の行動には、結果または適切性の論理それぞれの要素が含まれうるとしている²⁵。

コヘインは、国家による規範やルールへの遵守を考える際の視点として、道具的な見方と規範的な見方が存在するとして、これらの要素を統合することで規範の役割をより理解できると主張する²⁶。道具的な見方では主体は規範、ルールが利益に影響がある際にのみ関心を持ち、遵守は、その正当性よりも利益やパワーによって説明可能である²⁷。例えば、貿易レジームでは、それがもたらす利益が重要であり、そのことによって規範が正当化されるという側面がある²⁸。一方で、規範的な見方は、規範やルール自体が国家の役割と義務への期待を規定し、他者からの期待すなわち評判によって拘束力を持つ²⁹。道具的な見方と規範的な見方の調和については、これらのインセンティブを一致させる正当な制度の存在が重要である³⁰。

また、国家による規範の採用態度は時間の経過とともに変化するとして、規範の普及段階では、国家は利益に基づいた戦略的採用をすることが多いが、内面化の段階になると、国内構造の変化やアイデンティティの変化を伴い、信念やアイデンティティによって規範を遵守するようになるという主張もある³¹。

これらから、規範の受容には、国家における利益の理解とアイデンティティをもとにした他者からの期待の反映という動機を導くことができる。特に決定的な制度が存在しない新規規範については、規範による行動が国家にとってどのような利益をもたらすかを確認する過程すなわち交渉や科学的知識の共有³²や、それが促進される場の性質が影響力をも

²⁴ March, J.G. and Olsen, J.P., “The Institutional Dynamics of International Political Orders”, *International Organization*, 52(4), 1998, pp. 949–954.

²⁵ *Ibid.*, p.952.

²⁶ Keohane, R., “International relations and international law: two optics”. *Harvard International Law Journal*, 38(2), 1997, p.489.

²⁷ *Ibid.*, p.489.

²⁸ 山本, 前掲書, 125 頁.

²⁹ Keohane, *op.cit.*, p.492.

³⁰ *Ibid.*, p.502.

³¹ Risse, T. and Sikkink, K., “The Socialization of International Human Rights Norms into Domestic Practice,” in Risse, T., Ropp, S. and Sikkink, K. *The Power of Human Rights: International Norms and Domestic Change*, Cambridge; Cambridge University Press, 1999, p.10.

³² 山本, 前掲書, 125-126 頁.

つと考えられる。

本稿では、自由な越境データ流通に関する規範が、規範のライフサイクルモデルにおける生成段階および、転換点にはまだ到達していない伝達段階にあるものとして考える。そのため「規範アイデア」という語を用いる。そして、規範企業家の場の選択を含む説得、交渉戦略や、普及段階における異なる視点の規範との相互的な影響、交渉を通じた規範の精緻化や変容可能性を考慮することによって、自由なデータ流通をめぐる規範アイデアのダイナミズムに焦点を当てる。その上で、規範の普及、受容という観点から現状について考察する。なお、コンストラクティビズムにおいて規範の普及過程には、インフォーマルアクターの働きも重要視されているが、本研究における分析では、国家を中心主体とする。手法としては、主に国際会議の要旨及び議事録、採択文書、経済協定の文書、また学術論文や雑誌、書籍の文献調査によって行った。

第4節 構成

本論文は、序章、本論(第1章～第3章)、終章から構成される。第1章では、1970年代、国際的な通信需要が拡大し、通信技術が進歩を遂げたことにより、コンピュータ通信におけるデータの流通現象が注目を浴びた当初において形成された国際的なデータの流通に関する規範アイデアを概説し、当時の協調の様子について整理する。第2章では、1980年代後半以降、貿易との関連の中で自由なデータ流通がどのように解釈され規範アイデアが普及していったのかについて、経済協定における調査、分析を通して明らかにする。第3章では、インターネットの発展や国際関係におけるパワーバランスの変化から影響を受けた規範アイデアの変容、新しいアイデアについて取り上げ、それぞれの起源、意図について整理する。終章においては、これまでの規範アイデアに関する議論の変遷を総括したうえで、改めて現状の議論について考察を行い、本研究の課題、今後の展望を述べる。

第1章 国際的なデータの流通に関する規範アイデアの形成(1970-1980年代)

1970年代、国際的な通信需要が拡大し、通信技術が進歩を遂げたことにより、コンピュータ通信におけるデータの流通すなわち「国際データ流通(TDF)」という現象が注目を浴びた。それに伴い、各国の情報通信戦略、プライバシー、文化および経済活動などへの影響や問題点(TDF問題)が多く指摘され、議論されるようになった。本章では、そうした1970~1980年代における、規範アイデアの形成と調整の議論について概説する。具体的には、どのようなフレーミングで国際データ流通に関する規範アイデア形成、提示が行われ、受容されてきたか、既存規範の利用(接ぎ木戦略)、交渉の場の選択とアイデアの変容について取り上げる。なお、時系列に並べると1960年代から個人情報の扱いに関して問題意識が出現しており、その上での自由な情報流通が主張されるという流れであるが、本稿では、自由なデータ流通を主題とする関係から、第1節で先に取り上げた上で、個人情報の保護をはじめとする異なる規範的主張は第2節でまとめて取り上げる。

第1節 データの自由な流通

データの自由な流通とは、データは世界中を自由に移動できるべきであり、国境を越えたデータの移動を規制することは必要最小限度にするべきという考えである。

初期は1970年代、主にアメリカによって、データの自由流通はすなわち情報の自由流通であるという側面から主張されてきた。情報の自由が基本的人権であることは、1946年に国連総会において加盟国によって合意されている³³。これは、1948年世界人権宣言(第19条)³⁴にも盛り込まれ、その後、市民的及び政治的権利に関する国際規約(B規約)(第19条)として国際条約化された。

アメリカは、憲法修正第1条に表されるように情報の自由流通を民主主義の根幹として重視している。例えば、カーター大統領が1979年に議会に提出した文書においては、以下のように言及されている。

「第2次世界大戦の終戦後からアメリカとその民主主義同盟国は、世界人権宣言第19条にも盛り込まれているように、自由な情報の流通を強く推し進めてきた。」「この原

³³ United Nations General Assembly, *Calling of an International Conference on Freedom of Information*, A/RES/59, UN General Assembly, 14 December 1946.

<https://www.refworld.org/legal/resolution/unga/1946/en/7854> <2024年12月2日最終閲覧(以降、特段の付記の無いURLは12月2日最終閲覧)>

³⁴ 世界人権宣言 第19条「すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。」 引用：国際連合広報センター「世界人権宣言テキスト」, 1948年.

則を、我が国の外交政策の中心的要素としての人権に対する新たな取り組みの重要な一部であると考えている。」³⁵

また、1980 年に情報、コンピュータ及び通信政策についての経済協力開発機構(OECD)ハイレベル会合においてアメリカ政府から提出された、「アメリカの情報政策の基礎」文書においては、「国際的なデータ・ネットワークに関する政策を立てるとき、私たちはそのネットワーク上で行われる国際的な情報の流れに関する政策も立てることになる」³⁶との記述がある。

このように自由なデータ流通を民主主義的価値から下支えするものとして、自由な情報の流通規範があるが、同時に 1970 年代後半には先進国の貿易アナリストや政策立案者の間で、データの移転を伴う国際サービス取引を概念的に貿易として扱うというアイデアが共有され始めていた³⁷。例えば 1979 年国際商業会議所の国際情報流通に関する作業部会会議においては、データ流通問題への対処法としての GATT 形式組織の提案が、アメリカのビジネス代表者によって行われていた³⁸。そこでは、不当なデータ流通制限は貿易に対する非関税障壁となる可能性があるという意見が述べられ、また、貿易問題としてフレーミングすることで、データ流通紛争が貿易紛争の経験豊富な実績のあるチャンネルを利用して処理されることになり、より効果的な対応が可能だと示唆された³⁹。前掲の 1980 年「アメリカの情報政策の基礎」文書において「情報の流通に関しては、公共政策上の理由や市場の失敗の場合は例外とするが、自由市場メカニズムの利用を支持するのが最初の前提である」⁴⁰との記述がある。また 1980 年、情報、コンピュータ及び通信政策についての OECD ハイレベル会合において、カーター政権の主要なスポークスマン、ニメッツによって提示されたアメリカの 5 つの指針は、「情報の自由な流れ」「プライバシー」「自由市場の力」「自由貿易」「国際機関の役割」であり、その後のレーガン政権でも本質的に同様の原則が引き継がれた⁴¹。

³⁵ “Carter sees high stakes in international communications”, *Transnational Data Report*, Vol. 2, No.1, 1979, p.5.

³⁶ Bushkin, A. and Yurow, J., “The foundations of United States information policy”, 1980, p.3.

³⁷ Drake, W. J., “Territoriality and intangibility: transborder data flows and national sovereignty.” In, Nordenstreng, K. and Schiller, H. (eds.), *Beyond National Sovereignty: International Communications in the 1990s*. Norwood: Ablex, 1993, pp.287-288.

³⁸ “US Proposes GATT For Data Flows”, *Transnational Data Report*, Vol. 2, No.5, 1979, p.7.

³⁹ *Ibid.*, p.7.

⁴⁰ Bushkin and Yurow, *op.cit.*, p.4.

⁴¹ Nimetz, M., “Fundamental principle for international telecommunication and informatics policies”, *Transnational Data Report*, Vol. 3, No.8, 1980, pp.9-10. and also see Thompson,

1978 年から開始された OECD におけるプライバシー規制の議論においてもアメリカはこうした姿勢を固持し、あくまでも自由なデータ流通を確保するための必要最低限のプライバシー規制を主張した。当時 OECD においてプライバシーとデータ流通を議論した専門家グループの議長を務めたカービーによると、ガイドラインの中でデータの自由な流通自体の価値を認めることは、OECD 加盟国に共通する民主主義文化と自由市場の価値観を反映しただけでなく、憲法修正第 1 条の価値に強くコミットするアメリカの参加と支持を確保するために不可欠であった⁴²。結果として 1980 年に、個人データの保護に関する共通の基準点を提供し、民主的価値、法の支配、プライバシーおよびその他の権利と自由の保護を維持しながら、国境を越えたデータ流通を促進することを目的とする「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する OECD 理事会勧告」（以下、OECD プライバシーガイドライン）が採択された。

その後、データサービスが極めて重要であることを認識したアメリカは、非個人情報である経済データの貿易側面をさらに強調するようになる。

1982 年に OECD の一般サービスに関する議論の枠組みの中で、「国境を越えたデータ流通に関する宣言」ドラフトを提出し、作業を開始する。この議論にはビジネス界からの強い要請と支持があった。米国商工会議所の理事会は、1983 年 3 月に「国境を越えた情報の流れに関する調査結果と勧告」を採択した。その中で、世界貿易の不可欠な要素としての国際データ流通の重要性を強調し、「国境を越えた情報の最も自由な流れは不可欠であり、そのような流れに進歩的、自由主義的かつ包括的な一連の原則を適用することは、現在の歪みを解消し、新たな歪みをもたらす慣行の出現を防ぐために時宜にかなった必要事項である」と強調した⁴³。

同時期である 1983 年、当時の国際通信情報政策調整官であったドゥーガンは OECD 国境を越えたデータ流通に関する第 2 回シンポジウムにおいて OECD のこの分野でのリーダーシップへの支持を強調し、「新しい技術の影響を最初に経験する国々が意見の相違を解決できないのであれば、他の場でうまく対処できると期待できない」と述べた⁴⁴。基調講演⁴⁵を行った際には、自由なデータ流通について、ビジネス環境のため、効率性のために必要であるとしたうえで、アメリカ国内の民主的伝統に沿って、多くの人の情報へのア

W. S., "Communication and information: principles are important", *Transnational Data Report*, Vol. 6, No.3, 1983, p.154.

⁴² Kirby, M., "The history, achievement and future of the 1980 OECD guidelines on privacy", *International Data Privacy Law*, Volume 1, Issue 1, February 2011, p.10.

⁴³ Sauvart, *op.cit.*, p.200.

⁴⁴ Pipe, R., "Searching for Appropriate TDF Regulation," *Transnational Data Report*, vol 7, No.1, 1984, p.1.

⁴⁵ Dougan, D. L., *Promoting the Free Flow of Information*, November 30, 1983.

アクセスと、濫用の最小化、政府の干渉の最小化の重要性を示した。加えて、人権を尊重するというところに述べた際には、プライバシー、知る権利、表現の自由が保障されるべきで、権利を保護する際には、他者のそれをも尊重するべきと主張した。

3年間の交渉を経て、TDF宣言⁴⁶のテキストは1985年4月にOECDの閣僚理事会で採択された。その中心目的は、データと情報および関連サービスへのアクセスを促進し、データと情報の国際交換に対する不当な障壁の創出を回避することである。当宣言は、経済データの国境を越えた流れに特化してサービス貿易全般の議論の文脈で達成された最初の合意であり、他のサービス貿易や多国籍企業の事業に広範囲にわたる影響を及ぼすとされる。さらに、この宣言は、貿易とより一般的な経済問題という文脈でデータに言及し、先進市場経済国にとって最も重要なサービス部分に関する最低限のプラットフォームを確立するものである。

宣言の採択を確実なものにしたのは、アメリカ政府の継続的な圧力であるとされる⁴⁷。また合意に向けた企業動員の影響力を強調する見解もある。1980年代初頭、アメリカの多国籍企業は、世界中のデータサービスユーザー企業の視点を代表する新しい企業同盟を形成することで、国際データ流通に関する問題の「アメリカ対その他」という枠組みを克服することを目指した⁴⁸。議論の中で導入され、より多くのステークホルダーの関心を得たのが、データ流通を制限することは、すなわち世界中の企業にとっては重要な情報や新しい革新的なデータサービスへの「アクセス」が妨げられることであるという概念である。アメリカに保存されているエンジニアリングデータに対するフランス子会社のアクセスが、ソ連のパイプライン禁輸措置という政府の政策によって遮断されたドレッサー事件の発生は、各国によるデータアクセスの保障の必要性を感じさせた⁴⁹。この事件では、他国にあるデータへの依存度が高まっているという状況から生じる脆弱性に対する多くの国の懸念が現実化したものと捉えられた。

OECD国境を越えたデータ流通に関する第2回シンポジウムにおいてカナダ代表は、ユーザーアクセスは、国際データ流通に関するあらゆる議論において最も重要な要素であると主張した。このテーマはシンポジウムで取り上げられ、レポートでは「自由貿易を確保するには、従来の自由流通アプローチよりも、自由アクセスおよび自由使用アプローチの方が効果的である可能性がある」と述べられた⁵⁰。この視点が導入されることによって、欧州諸国でも、データの自由流通を支持する利益が認識できるようになったとされ、特に

⁴⁶ OECD, “OECD Declaration on Transborder Data Flows”, *OECD Digital Economy Papers*, No. 1, OECD Publishing, Paris, 1985.

⁴⁷ Sauvart, op.cit., p.240.

⁴⁸ Drake, op.cit., p.294.

⁴⁹ Sauvart, op.cit., pp.177-178.

⁵⁰ Ibid., pp.177-178.

重要な銀行部門や多国籍企業の本拠地となるスイスやイギリス、オランダ、スウェーデンなどの支持を得ることとなった⁵¹。

こうした議論を経てアメリカは 1980 年代以降、非個人情報である経済データの貿易側面を強調するようになる。すなわち、GATT ウルグアイ・ラウンドにおいてサービス貿易の自由化を旗印に掲げ、それに欠かせないものとして、データ流通規制を非関税障壁とみなし通商問題化するのである。GATT は、自由貿易を規範としているため、自由なデータ流通をすすめたいアメリカにとってよい条件であった。その土台として、OECD 加盟国間において、自由なデータ流通を目指す TDF 宣言が機能することが期待された。

第 2 節 異なる観点の規範

(1) プライバシー / データ保護

まず言葉の定義を確認する⁵²。

プライバシー権はアメリカに起源を持ち、発展した。中でも現代のプライバシーを提唱したとして多くの影響力をもたらしたのが、1967 年のウェスティンの書「プライバシーと自由」(Privacy and Freedom)であり、そこでプライバシーは、「個人、集団・組織が、自身に関する情報に対して、いつ、どのように、どのような範囲で伝達されるのかを決定する権利」⁵³と述べられている。このような意味でのプライバシーは、情報プライバシーと呼ばれるものであり、個人の私生活に干渉されない権利を意味する広義のプライバシーの一つの側面として考えられる⁵⁴。

「データ保護」とは、コンピュータによって保存、処理、配布される個人データの所有者の権利、自由、利益を不法な侵害から保護し、保存されている情報を偶発的または故意の不正な変更、損失、破壊、開示から保護するために設計された法的規則と手段を指す⁵⁵。データ保護概念の由来は、ドイツ語(Datenschutz)で、西欧は「データ保護」の発祥地であるとされる⁵⁶。

⁵¹ *Ibid.*, p.240.

⁵² 定義や保護範囲、解釈に関しては本稿では詳細に取り上げられていないものの、多くの議論がある。例えば、コリン・J. ベネット著、江夏健一監修、土屋彰久訳『プライバシー保護と行政の対応 欧米 4 カ国の国際比較』、文真堂、1994 年。や、高木浩光「個人情報保護から個人データ保護へ (6)」『情報法制研究』, 2022, 12 巻, 49-83 頁.を参照のこと。

⁵³ Westin, A. F., *Privacy and Freedom*, 1967, p.5.

⁵⁴ 須田祐子『データプライバシーの国際政治：越境データをめぐる対立と協調』勁草書房、2021 年、3 頁。

⁵⁵ Hondius, F.W., *Emerging data protection in Europe*, Amsterdam: North-Holland Pub. Co., 1975, p. 1.

⁵⁶ Hondius, F.W., “A Decade of International Data Protection”, *Netherlands International Law Review*, 30(2), 1983, p.104.

2 つの言葉の関係性として、ホンディウスは、プライバシー概念は客観的に定義することが難しいとして、究極的な目的はプライバシーの保護であることは事実だが、当面の目的として、不正な偶発的または意図的な変更、破壊、伝達（データセキュリティ）や正当な利益に反する使用（データの不正使用）からのデータの保護が目指されると述べた⁵⁷。ベネットは、「データ保護」の元となった単語(Datenschutz)について、難解な専門用語であり一般市民には馴染みが薄いため、ほとんどの英語圏の国では、欧州のデータ保護法と本質的に同じ役割を果たす法令に大衆性を持たせるために「プライバシー」という言葉をそのまま用いている⁵⁸と述べている。本稿でも、和訳時には原文に沿って訳しつつ、互換的に用いている。

プライバシー権も、世界人権宣言(第 12 条)⁵⁹ と市民的及び政治的権利に関する国際規約(B 規約)(第 17 条) で基本的人権として認められているものである。

特に 1960 年代にコンピュータ化されたデータバンクが登場して以来、行政当局や一部の企業による大量の個人データの収集、保存、利用が容易になったことで、情報プライバシーやデータ保護問題が欧米諸国で大きな懸念事項となった⁶⁰。これを受けて 1970 年代から 80 年代にかけて、個人データの不当な収集と処理を防止するため、アメリカではプライバシー法が、欧州ではデータ保護法が制定された。

1970 年代半ばには、データ保護の問題は国際的な問題になりつつあった⁶¹。国際的なデータ処理能力の発達により、個人から発されるデータが所在国を越えて処理および/または保管される可能性が高まったのである。そのため、規制の緩い国にデータが流れてしまうデータヘブロン問題や司法的管轄権の問題に対処するために調和のモデルすなわち、共通の法秩序の段階的構築が欧米諸国によって目指された⁶²。例えば、1976 年には欧州評議会での「国境を越えるデータ処理におけるプライバシー保護に関する条約」(後の条約 108 号)の起草作業が開始された。OECD においても、プライバシー保護のための議論が 1978 年から開始された。OECD と欧州評議会における議論は、相互に密接な連携の下に進められ

⁵⁷ Hondius, 1975, *op.cit.*, pp.97-98.

⁵⁸ コリン・J. ベネット、前掲書、15 頁。

⁵⁹ 世界人権宣言 第 12 条「何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしきままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。」 引用：国際連合広報センター「世界人権宣言テキスト」, 1948 年。

⁶⁰ Brännström, L., Gunneflo, M., Noll, G. et al., “Legal imagination and the US project of globalising the free flow of data”, *AI & Soc*, 2023, p.2262.

⁶¹ コリン・J. ベネット、前掲書、130 頁。

⁶² Hondius, F. W., “Data Law in Europe”, *Stanford Journal of International Law*, 1980, p.105.

たため、ガイドラインと条約は多くの部分で類似したものとなった⁶³。

こうして成立したのが前節でも説明した OECD プライバシーガイドラインである。当ガイドラインは、8 つの原則を示しており、それらが EU データ保護指令をはじめとする多くの国家の個人情報保護規則の基礎となった。

同時期に欧州評議会においても「自動処理される個人データの保護に関する条約」、通称「データ保護条約」が成立した。これは、OECD ガイドラインと異なり、プライバシー権の保護が優先事項となっており、拘束力を持つ。また、相手国が同等の法律規定を持たない場合に、国境を越えた移動を制限することができるとの原則が設定された。この規定は、後に立法を行う国に直接のインパクトを与えるものであった。例えばイギリスは、個人データ保護の問題が保護主義貿易に合法的な口実を与え、英国のデータ処理業界の孤立や、情報の自由な伝達に依存するその他業界の孤立に繋がることを恐れ、データ保護法を制定するに至った。こうした一部の国が他国に追従することを強いられることによる政策の類似化をベネットは移入による収斂⁶⁴と表現している。また日本でも、OECD プライバシーガイドラインを契機のひとつとして国内でのプライバシー保護立法への議論が加速した。当時日本が勧告を採択した背景として、情報・コンピュータ・通信政策分野における今後の調和のとれた国際的発展に貢献したいという意図が挙げられている⁶⁵。

(2) 主権（安全保障、文化保護）

特にフランスやカナダを中心に、文化的影響、また通信を他国に依存する脆弱性への課題などといった懸念が展開された。

フランスでは、1978 年、大統領の諮問に対し「社会の情報化」と題する報告書(ノラ・マンク・レポート)が提出された。この報告書は、コンピュータと電気通信との結合を「テレマティーク」と呼び、それが情報、すなわち権力を運ぶことから、文化モデルや経済均衡、権力関係、国家の支配権をめぐる賭の対象などに影響が及ぶと主張している⁶⁶。そしてそれゆえに国家がこの分野において主体性を確保する必要性を説いた。特にデータ流通との関わりにおいては、アメリカのデータバンクを利用し、それから情報を借りることで満足することは、文化的隷属を受諾することに等しく、ゆえにデータバンクの創設は国家主権の至上命令であるとして、データバンク計画の実施が提言された⁶⁷。

カナダでは、1979 年、通信大臣の諮問に対し「電気通信とカナダ」と題する答申(クライン・レポート)が提出された。そこでは、スウェーデンの報告書においてコンピュータ化

⁶³ Hondius, 1983, *op.cit.*, pp.112-113.

⁶⁴ コリン・J. ベネット、前掲書、139-142 頁。

⁶⁵ 堀部政男『プライバシーと高度情報化社会』、岩波新書、1988 年、87 頁。

⁶⁶ シモン・ノラ、アラン・マンク著、興寛次郎監訳『フランス・情報を核とした未来社会への挑戦』、産業能率大学出版部、1980 年、11-12 頁。

⁶⁷ 同上、104-107 頁。

されたデータシステムの使用が高度に産業化された現代社会の脆弱性になりうると述べられたことを参照し、カナダは、アメリカと近接していることおよび国境を越えたデータの流れが増加していることで、その主権が特に脆弱になっている⁶⁸との問題意識が指摘された。そしてカナダのアイデンティティと独立性を維持するため、また、国家主権の維持に不可欠な情報のコントロールを失わないよう、国境を越えたデータの流れを規制するために直ちに行動すべきであると提言した⁶⁹。カナダの場合、その近接性からデータのほとんどがアメリカのデータバンクに存在していたことで、カナダ人、企業(産業)、政府の自律性、管理能力への悪影響が危惧された。

このような、国家に関する重要な情報が海外に保管されている場合、国家がプロセスを管理できない、あるいは情報にアクセスできない状態で、重要な決定が下される可能性があることによる主権への影響の危惧が「情報主権」の問題であると、指摘されている⁷⁰。

(3) 第三世界の主張

国際データ流通問題を議論するもう一つの国際フォーラムが、Intergovernmental Bureau for Informatics (IBI)であった。IBIはもともと、途上国の経済的および社会的発展のため必要な情報と技術インフラストラクチャを入手して使用するのを支援するために設立され、途上国が加盟国の多くを占めていた⁷¹。1977年1月、IBI総会は、国際データ流通問題の重要性を認識し、新たな国際秩序の構築の必要性が認識されなければならないとする決議を採択した⁷²。1978年に国連教育科学文化機関(UNESCO)と共催され、78か国の代表団が参加した「情報科学のための戦略と政策に関する第1回政府間会議 (SPIN I)」では、国際データ流通における国家の権利に関する国際協定を求める勧告が採択された⁷³。IBIにおいても、政府の干渉がない自由なデータ流通への圧力を強める多国籍企業と主権の問題から政府の関わる余地を確保したい途上国との対立があった⁷⁴。

⁶⁸ Clyne, H. J. V., Chairman, *Telecommunications and Canada Consultative Committee on the Implications of Telecommunications for Canadian Sovereignty*, Minister of Supply and Services Canada, 1979, p.60.

⁶⁹ *Ibid.*, pp.64-65.

⁷⁰ Crawford, M. H., "The IBI transborder data flow conference: An American view", *Transnational Data Report*, vol.3, No.3/4, 1980, p.38.

⁷¹ United Nations Centre on Transnational Corporations, *Transnational corporations and transborder data flows; a technical paper*, United Nations publication, sales no. E.82.II.A.4, 1982, p.82.

⁷² Renaud, J., "A conceptual framework for the examination of transborder data flows". *The Information Society*, 4(3), 1986, p.164.

⁷³ Sauvart, K. P., *op.cit.*, p.247.

⁷⁴ Mahoney, E., "The intergovernmental Bureau for Informatics: An international

情報主権の問題は、途上国においても強く認識され、特にブラジルが厳しい対応をとった。産業政策の一環として、ブラジル政府は国内におけるコンピュータ産業を保護するための規制をいち早く行った。1980 年 IBI 会議においては、「国家が、その主権と発展に不可欠な情報資源を管理することは基本である」と述べている⁷⁵。また多くの通信インフラの発展に遅れを持つ国々は、データの南北間の不均衡な流れと、データバンク、重要なデータ、およびデータ処理能力の不平等な配分が、工業国への継続的な依存の一因であるとみなしていた。そのため、データの自由な流れは開発プロセスを損ない、特に国内の情報技術とサービスの発展を阻害するとして、データの自由な流れに反対の立場をとり、データ流出、産業政策、および国内能力を高めるための技術移転プログラムに対する国家規制、および国境を越えたデータの流れに対する国際的な規制体制の導入を主張した⁷⁶。

背景には、1970 年代から 80 年代にかけての UNESCO を中心とした新世界情報コミュニケーション秩序(NWICO)⁷⁷の議論、すなわち発展途上国と先進国間の情報格差に対する是正要求がある。NWICO は新国際経済秩序(NIEO)⁷⁸の確立における社会文化的側面を強調するものでもあり、情報通信分野で第三世界をエンパワーするという規範的なアジェンダを有していた⁷⁹。NWICO の支持者は、アメリカを筆頭に主張されてきた「情報の自由」の背後にある不公平な経済的・政治的力関係を指摘した⁸⁰。当初は、マスメディアによる情報の流通が主題であったが、通信技術の発展に伴って、国際データ流通に関連する側面も持ち出されるようになった。

こうした議論の中で UNESCO では“Free and balanced flow”(自由でバランスのとれた流

Organization within the Changing World”, in Mosco, V. and Wasko, J, *The political economy of information*, University of Wisconsin Press, 1988.

⁷⁵ Joubert De Oliveira Brizida, “Official Brazilian address on transnational data flow”, *Transnational Data Report*, vol.3, No.3/4, 1980, pp.32-33.

⁷⁶ Drake, *op.cit*, pp.275-276.

⁷⁷ 年代によって、新国際情報秩序(NIIO)、新世界情報秩序(NWIO)とも表される。

⁷⁸ 既存の秩序では先進国と途上国間の経済的格差が固定化するとして、途上国によって新たな経済秩序が訴えられた。先進国主導の自由主義的な経済システムへの抵抗と途上国の発展に対する権利の主張と評価される。NWICO と NIEO の関係性について、詳しくは Pavlic, B. and Hamelink, C., *The New International Economic Order: links between economics and communications*, the United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization, 1985.を参照のこと。

⁷⁹ Cong, W., “Contesting Freedom of Information: Capitalism, Development, and the Third World”. *Asian Journal of International Law*, 13(1), 2023, p48.

⁸⁰ *Ibid.*, p48.

れ)が用語として徐々に定着した⁸¹。国家主権と主権平等という基本原則に基づいた自由でバランスのとれた情報の流れというアイデアは NWICO の共通の動きであり、その時代における第三世界の取り組みに共通の国家中心主義的なアプローチを反映している。

このような主張は 1980 年の第 1 回世界越境データ流通政策会議などの会議において提示されアメリカなど非加盟国を交えた議論や検討が試みられた。第 1 回世界越境データ流通政策会議では「自由でバランスのとれた」という概念のいくつかの側面について意見が一致したようだった⁸²。情報の自由な流れには、たとえば国家の安全や、同様に重要な他の人権を守るための制限が認められ、バランスとは、保護措置の結果や人権と国家の権利を守る必要性の計算などを必要とする多次元的な政策目標と定義された。しかし、先進国と途上国間の合意がまとめられることはなく、途上国の関心も変化していった。1984 年の第 2 回世界越境データ流通政策会議では、国際データ流通規制より技術的能力獲得に関心が寄せられ、基本インフラストラクチャの構築が優先テーマとなり、途上国における不十分な通信設備について多くの講演者が言及した⁸³。

第 3 節 小括

自由なデータ流通に関しては、「情報の自由思想」に基づく規範アイデアがアメリカ多国籍企業及びアメリカ政府によって主張されてきた。情報の自由流通は、人権の一部として位置づけられ、国際条約としても組み込まれていることから、国際規範として認められていると考えられる。「自由な情報の流通」の重要性を掲げてデータ流通と結びつけ、その正当性を示すことは、規範の接ぎ木戦略として評価可能である。その後、自由なデータ流通の主流な議論では、自由市場メカニズム、自由貿易といった経済における規範にも接ぎ木され規範アイデアとして構成、主張されるようになる。これらの規範アイデアは、異なる信念のもとに構成されたが、自由なデータ流通規範アイデアを正当化するという点において、相互補完的に機能していた。

プライバシーは既に概念としてあったところ、情報処理技術の発展によって欧米先進国の学界を中心にデータ処理、データ保護という新たな保護分野が認識され、広められた。その上で、データが比較的容易に越境しうることから共通の法秩序を構築すべく国際ガイドラインや条約の作成が主に欧州諸国によって求められた。

当時の先進国による規範対立の調整の場となったのが OECD であった。フォーラム選択の理由としては、当時国際データ流通のほとんどが OECD 加盟国間で行われていたことと、自由な情報流通、プライバシー、また自由貿易という規範的価値観が OECD 加盟

⁸¹ *Ibid.*, p.55.

⁸² Crawford, M. H. *op.cit.*, p.40.

⁸³ Pipe, R., “TDF Priorities: Building Infrastructures and Cooperation”, *Transnational Data Report*, Vol 7, No,5&6, 1984, p. 253.

国間で一致していたからだと考えられる。

結果として 1980 年に、OECD プライバシーガイドラインが採択された。ガイドライン採択の理由が示された勧告の前文には、理事会は、加盟国が「プライバシーと個人の自由を保護し、かつプライバシーと情報の自由な流通という基本的ではあるが競合する価値を調和させることに共通の利害を有すること（略）を認識し、加盟国間の情報の自由な流通を促進すること及び加盟国間の経済的社会的関係の発展に対する不当な障害の創設を回避することを決意し、次のとおり勧告する」⁸⁴とある。アメリカの要請によってガイドラインという形式になったものの、基本原則は、その後の多くの個人情報保護立法において基礎となった。このように、規制が複製されるという形で、規範の伝播が起こった。その後、OECD では非個人データ流通についての議論が行われた。1985 年には、アメリカが提案したデータ宣言を元に TDF 宣言が閣僚理事会で採択された。これはサービス貿易全般の議論の文脈において国際間での自由なデータ流通の原則を初めて確認したもので、その意義は大きい⁸⁵と評価される。

これらの合意を可能にしたフレーミングとして、プライバシーガイドラインでは、データ、情報が自由に流通するためには、プライバシーの保護が重要であり、そのためにどのような原則が考慮されるべきかという構造が取られた。また TDF 宣言においては、データの自由流通は、すなわちデータサービスへのアクセスであるということが、国際サービスを展開する多国籍企業によって訴えられ、データへのアクセス確保という側面を強調することによって、各国に利益を理解させることができたと考えられる。

当時先進国と途上国の常設的なフォーラムは存在せず、IBI 等によって世界越境データ流通政策会議が開催される中で議論の機会があったものの、合意に達することはなかった。その後、フランス、イタリア、スペインといった主要出資国の相次ぐ脱退を受けた財政難等を理由に 1988 年、IBI は解散され、同様のプログラムが UNESCO に移されたものの、情報学分野の南北国際協力に焦点が当てられるようになった。

ここから、「国際データ流通」の文脈においては、欧米先進国間において「プライバシーなどの制限は最小限度で許容しつつも基本的には自由なデータ流通を原則とする」という規範枠組みを確立できたものと考えられる。TDF 宣言によって先進諸国の合意を得たアメリカは、非個人情報である経済データの貿易側面をさらに推し進めるべく、フォーラムを、GATT(WTO)を通じた多国間交渉だけでなく、二国間交渉も加え、自由化を迫るようになる。これにより人権の中で何を重視するのかというイデオロギーの対立でなく、貿易

⁸⁴ 外務省「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する OECD 理事会勧告」（1980 年 9 月）（仮訳）

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/chousa/hoso_it_eisei/pdf/040510_2_s1-5-6_24-02.pdf

⁸⁵ 郵政省『昭和 61 年版 通信白書』, 1986 年, 64 頁.

障壁という実質的な側面で議論及び交渉が可能となった。

これらを踏まえ、次章以降では、WTO をはじめとする経済協定に場が移されたデータ流通の国際規範への議論を概観する。

第2章 経済協定に場を移す自由なデータ流通規範アイデアの普及

第1節 サービス貿易におけるデータ流通

サービス貿易における国際協定に向けた取り組みは、1970年代にアメリカや多国籍企業を中心に話題に上がっていたものの、当時は他の国にとって時期尚早であるとして、実現しなかった。1980年代には、各国政府が自主的に GATT に国別調査を提出できるとした閣僚宣言を受けて、アメリカ、その他の先進国から国内のサービス産業に関する報告書が発表された。これらの報告書の作成の過程で多くの国が、自国が主要なサービス輸出国であることを認識し、利害の再評価につながったとされる。このような、ドレイクとニコライディスによるところの先進国の貿易理論家やアナリストから形成される認識共同体の働きによって GATS 問題の定義、相互利益の明確化、交渉への合意が達成できたとされる⁸⁶。

こうした経緯の中で国際データ流通の議論は、それまで理解されていなかったサービスの移動手段を明らかにした点で大きな貢献があったとされる⁸⁷。

サービス自体を貿易とみなすことには概念的飛躍があったが、ネットワークをベースとしたやりとりであるとする「貿易」として捉えやすいと知覚された。一方でネットワークが「サービス」であるとするれば、これまで合法的であった電気通信規制が、自由化論者によって銀行、データ処理、その他の産業に対する非関税障壁として再定義される可能性があった。情報革命がサービスに関する議論の背景となるにつれ、経済専門家は、ダイナミックな技術革新は時代遅れの国家政策によって制限されるべきではないという見解を強め、多国籍企業の見方に合致するようになった。こうして、国際データ流通の議論は多国籍企業を中心とする新興サービス・コミュニティにも影響を及ぼし、ネットワーク問題の専門家や認識がその議論の重要な要素となった。⁸⁸

1986年9月、多国間貿易交渉の新たなラウンドである GATT ウルグアイ・ラウンドが締約国によって開始され、物品貿易に関する通常の交渉に加えて、サービス貿易に関する「並行トラック」交渉が行われた。

特にアメリカがサービス貿易の GATT 入りを推し進め、アメリカは市場アクセス、公正な競争、貿易紛争の解決という確立された GATT の原則が、通信を含むサービスにも適用されるべきだと主張した⁸⁹。GATT ウルグアイ・ラウンドの開催が進まない中でアメリカ

⁸⁶ Drake, W.J. and Nicolaïdis, K., 'Ideas, interests, and institutionalization: "trade in services" and the Uruguay Round', *International Organization*, 46(1), 1992, p.100.

⁸⁷ Ibid., p.48.

⁸⁸ Ibid., pp.48-49 を参照。

⁸⁹ U.S. Congress, Office of Technology Assessment, *U.S. Telecommunications Services in European Markets*, OTA-TCT-548 (Washington, DC: U.S. Government Printing Office,

は、多国間協定への基盤確立のため、また代替の圧力として、二国間の自由貿易協定(FTA)の締結を進めていた⁹⁰。アメリカの最初の FTA は、イスラエルとのもので、1985 年に調印された。そこではサービス貿易に関しては、法的拘束力のない宣言を出すにとどまった⁹¹。1988 年、アメリカは 2 つ目の FTA をカナダと締結した。コンピュータサービスと電気通信サービスに関する分野別付属書では、コンピュータサービスと“enhanced”サービス⁹²のオープンで競争的な市場の発展を目的としている。第 4 条では、「各締約国は、自国の基本的な電気通信輸送ネットワークの利用を通じて強化されたサービスを提供するため、及びコンピュータサービスを提供するため、両締約国の国境の内外において既存のアクセスを維持する」と規定された。

GATT 電気通信作業部会では、基本電気通信分野と付加価値電気通信分野に分けて検討が行われた。前者では独占が認められ即時の自由化が困難であるとみなす国家が多い一方で、後者は協定を適用することが可能として自由化の議論がなされた⁹³。1994 年のウルグアイ・ラウンド終了時には、公衆電気通信へのアクセス及び利用に関する規則を規定する電気通信に関する付属書が策定され、「加盟国は、国別約束表に記載するサービスに関し、他の加盟国のサービス提供者に対し、合理的かつ無差別な条件の下で公衆電気通信伝送網及びサービスへのアクセス及び利用を与えることを確保する」ことが規定された。交渉担当者によると、この付属書に盛り込まれた原則は、アメリカ・イスラエルおよびアメリカ・カナダの FTA 交渉の過程で部分的に策定されたものであり、後にこの付属書の重要な要素の一部が、その後 1992 年メキシコ、アメリカ、カナダ間で締結された「北米自由

August 1993), p.143.

⁹⁰ Schott, J., “More Free Trade Areas?”. In Schott, J. (ed.) *Free Trade Areas and U.S. Trade Policy*, ed. Washington: Institute for International Economics, 1989. p.2.

⁹¹ USTR, “IFTA Declaration on Trade in Services”, 1985.

<https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/FTA/Israel%20FTA/IFTA%20Declaration%20on%20Trade%20in%20Services.pdf>

⁹² 基本電気通信伝送ネットワーク上で提供されるサービスであって、管轄権を有する規制当局の措置によって基本電気通信伝送サービスを超えるものと定義および分類されるものを意味する。(Canada-US Free Trade Agreement Sectoral Annex on Computer Services and Telecommunications Network-Based Services, Article 7 より)

⁹³ ただし基本電気通信分野についても、加盟国間でインフラとしての重要性が認められていたことから、ウルグアイ・ラウンド終了後も作業部会で検討が継続され、結果として、相互接続、ユニバーサル・サービス、免許基準の公表といった競争促進的規制等の枠組みを規定した参照文書が作成された。1997 年 2 月に 69 カ国 が WTO の「基本電気通信」合意に署名し、WTO のサービス貿易に関する一般合意(GATS)の正式な付属文書となった。

貿易協定（NAFTA）」に採用された⁹⁴。

電気通信分野においては「アクセス」概念の下で、その維持、確保をするべきという表現が用いられたものの、いずれも、包括的分野における「データ流通」に関する明言的な規定はおかれていない。それまで伝統的に国家の管理、独占傾向にあった電気通信産業の規制緩和、市場開放に重点が置かれたものと考えられる。

一方で、データの制限のない流通は、二国間および多国間のサービス貿易協定に盛り込むべき概念として、産業界からは訴えられていた。例えば日米ビジネス協議会では共同声明「サービス貿易における電気通信の中心的役割に関する報告書」において、産業界の要求として、「国家間の情報の制限のない流れ」「電気通信サービスへの無差別かつ無制限のアクセス及び利用」等を挙げ、これらの問題を GATT のサービス貿易交渉中に取り上げるべきとした⁹⁵。また、米国国際ビジネス協議会も、情報の制限のない流通の原則をサービス貿易に関する一般協定の一部にすべきと提言した⁹⁶。

多くの企業は情報に基づいているため、情報の制限のない流れに依存している。企業は、個人のプライバシー、知的財産、公共の安全、国家の安全保障の保護のうえでの情報の自由な移動を保証する必要がある。情報の移動を直接的または間接的に不必要に妨げたり、情報の国内複製および保管の必要性を規定する国家の行動は、商業活動に対する重大な阻害要因となる。各国は、情報の移動に対する既存の制限を撤廃し、将来的にも制限を課さないこと、相互に合意した国際技術基準の確立や知的財産保護の調和などの行動を通じて情報交換を促進する環境を創出することに全力を尽くすべきである。⁹⁷

第2節 電子商取引におけるデータ流通

1990年代には、インターネットが商用利用されるようになった。それに伴い、より多様で多くのデータがインターネットを介してコンピュータ間を行き来するようになった。世界のサービス貿易の取引額も増え、インターネットというこれまでと異なる通信形態に関する論点が出現したことにより、電子商取引⁹⁸の議論が求められるようになった。

⁹⁴ U.S. Congress, Office of Technology Assessment, *op.cit.*, p. 147.

⁹⁵ “Business Urges Telecoms Services in GATT”, in Transnational Data Reporting Service, *Transnational Data and Communications Report*, October 1987, p.7.

⁹⁶ “Value-added and Information Services in the Services Trade Negotiations”, in Transnational Data Reporting Service, *Transnational Data and Communications Report*, May 1988, p.27.

⁹⁷ *Ibid.*, p.28.

⁹⁸ 後述の電子商取引作業計画において、電子商取引に係る概念は、「電子的手段による物品及びサービスの生産、流通、マーケティング、販売又は引渡し」と示された(WTO, “Work programme on electronic commerce”, 1998, 1.3 より引用)。また 1997 年の OECD による

アメリカでは 1997 年、クリントン大統領が「グローバル電子商取引の枠組み」⁹⁹を発表した。これは電子商取引の発展を見据え、デジタル経済のグローバル化を促すための戦略として、クリントン政権のビジョンを示し、政府の行動の指針となる原則を概説するものである。原則として、民間部門のリーダーシップ、政府介入の限定的役割、インターネット独自の性質への理解、世界規模での促進に重点を置いた。この枠組みにおいて、「アメリカ政府は国境を越えた情報の可能な限り広範な自由な流れを支持する」と明示されており、プライバシー保護とのバランスをとるために協議する旨が示された。これには、1995 年に、EU で域外の国に対してもデータ移転の際に「十分なレベル」の個人データ保護を要請するという影響力の強い EU データ保護指令が採択されたことを受けていた可能性がある。

WTO では、1998 年に一般理事会特別会合において、各国が「グローバルな電子商取引が増大しつつあり、貿易の新たな機会を創出しつつあることを認識」¹⁰⁰し、電子商取引に関する事項を検討する作業計画を設定することが宣言された。同年、電子商取引に関する作業計画が策定され、以後、一般理事会の下に、WTO 内の主要機関(サービス貿易理事会、物品貿易理事会、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定理事会、貿易開発委員会)において、電子商取引の貿易関連問題の検討が行われた¹⁰¹。しかし電子送信に対する関税を賦課しないという慣行の継続(関税不賦課のモラトリアム)の他は特に合意が達成できなかった。

2000 年代初頭に WTO の枠組み内で電子商取引に関する新たな合意に達するプロセスが行き詰まった際、アメリカは、二国間および多国間の自由貿易協定にフォーラムを移行して制約のない国境を越えたデータ移転規定を含む電子商取引規定を先導するようになった。ブッシュ大統領は、二国間および地域貿易の自由化に焦点を当てた対外経済政策への新しいアプローチを約束し、通商代表のゼーリックは、多国間交渉はほとんど進展しないと考え、二国間 FTA の交渉を貿易交渉の中心に据えるようになった¹⁰²。

(1) 二国間協定

まず、条項の文言の広がりについて分析する。データとしては Trade Agreements

調査文書“Measuring Electronic Commerce”では、「インターネットなどのオープンネットワーク上で行われる商取引」と広く捉えられている(OECD, “Measuring Electronic Commerce”, OECD Digital Economy Papers No. 27, 1997, p.3.より引用)。

⁹⁹ White House archived HP “The Framework for Global Electronic Commerce”

<https://clintonwhitehouse4.archives.gov/WH/New/Commerce/read.html>

¹⁰⁰ 外務省「グローバルな電子商取引に関する宣言(仮訳)」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/2-g.html> より引用。

¹⁰¹ Brännström, Gunneflo, Noll, et al., *op. cit.*, p.2263.

¹⁰² Aaronson, *op.cit.*, p.683.

Provisions on Electronic-commerce and Data (TAPED) データベース¹⁰³において、越境データ流通を定める条項があると判断されている FTA/EPA を元にしつつ、Monteiro, J. and Teh, R. (2017)¹⁰⁴を参照して一部を追加し、公式テキストと照らし合わせてデータリストを作成した。なお越境データ流通関連規定としては、越境データ流通(情報の電子的手段による国境を越える移転)、コンピュータ関連設備の設置要求禁止、ソースコード及びアルゴリズム並びに暗号保護等の規律が挙げられるが、本稿では、特に越境データ流通(情報の電子的手段による国境を越える移転)を定める条項に焦点を当てることとする。

2000 年代、電子商取引章において設定された国境を越えた情報流通に関する事項で最も主流だったのは、協力(“Cooperation”)の条項下におかれたものである。具体的な規定を定めてはいないものの、「締約国は、電子商取引のための活気ある環境を促進するために不可欠な要素として、国境を越えた情報の流れを維持するための協力の重要性を認識又は確認」している。2003 年署名、2004 年発効のチリ・アメリカ FTA から条項が見られるようになり、特に、2004 年署名、2006 年発効の CAFTA/DR-CAFTA で記載された文言(“working to maintain cross-border flows of information as an essential element in fostering a vibrant environment for electronic commerce”¹⁰⁵)と同一或いは類似の文言がその後いくつかの FTA でも採用された。

初めて自由貿易協定の電子商取引章に情報の自由な流通のための措置への文言を盛り込んだ協定は、2007 年のアメリカと韓国による FTA(KORUS)である(2007 年署名、2012 年発効)。第 15 条第 8 項には、貿易を促進する上で情報の自由な流れが重要であることを認識し個人情報保護の重要性を認めつつ、「締約国は、国境を越えた電子情報の流れに対して不必要な障壁を設けたり維持したりしないように努めなければならない」¹⁰⁶とある。あくまで努力規定(“shall endeavor”)ではあるが、不必要な障壁を設けないよう努めるものと

¹⁰³ Burri, M., Callo-Müller, M. and Kugler, K., TAPED: Trade Agreements Provisions on Electronic Commerce and Data, available at: <https://unilu.ch/taped> with the date of retrieval.

¹⁰⁴ Monteiro, J. and Teh, R., “Provisions on electronic commerce in regional trade agreements”, WTO Staff Working Paper, No. ERSD-2017-11, World Trade Organization (WTO), Geneva, 2017.

¹⁰⁵ “CAFTA-DR (Dominican Republic-Central America FTA) -Chapter Fourteen Electronic Commerce” (USTR HP), https://ustr.gov/sites/default/files/uploads/agreements/cafta/asset_upload_file783_3934.pdf

¹⁰⁶ “U.S.-Korea Free Trade Agreement -Chapter Fifteen Electronic Commerce” (USTR HP), https://ustr.gov/sites/default/files/uploads/agreements/fta/korus/asset_upload_file816_12714.pdf

された。

環太平洋パートナーシップ協定(TPP)においてはじめて、電子的手段による国境を越えた情報移転(“Cross-Border Transfer of Information by Electronic Means”)に関する具体的な規定が含まれた。

TPP は、太平洋を取り囲む国々を中心に、広範な分野を対象とし、高水準の貿易自由化を規定する「21 世紀型」の経済連携協定を目指すものであった。

当時、オバマ政権は、経済成長におけるインターネットの重要性を特に強調していた。その背景として、2000 年代前半から、中国、インドなど一定の国々が、国内のインターネット企業の保護などのためインターネット統制を強化し、情報の流れを制限またはブロックする動きを見せたことがある。2011 年 5 月に公表されたアメリカ大統領府「サイバー空間の国際戦略」では、基本的自由、プライバシー、情報の自由な流通の 3 つを中核的な価値としてインターネットの自由を強調し、サイバーセキュリティを強化しながら自由貿易とより広範な情報の自由な流れを保障する国際的なイニシアチブに取り組んでいると述べた¹⁰⁷。電子商取引においても自由を主張し、政府の役割を限定すること、企業の自主規制に重点を置くこと、情報の自由な流れを重視すること、そして自由な流れを妨げるすべての障壁を「デジタル保護主義」と分類することなど、クリントン政権における電子商取引の枠組みの指針を引き継ぎ、その主要原則を遵守した¹⁰⁸。

TPP においてはアメリカのデジタル業界から強力なロビー活動が行われ、TPP の交渉目標として、電子商取引と通信において、国境を越えたデータの流れを確保することを含め、プライバシー保護を目的とした規制における政府の正当な利益と矛盾しない単一のグローバルなインターネットを支持する要件を挙げていた¹⁰⁹。こうして交渉の上成立した電子商取引章は、越境データ流通について当時あまり存在しなかった義務規定も定められ、業界の要求の多くを満たし、重要なアジア太平洋市場におけるデジタル問題の管理における大きな一歩とみなされた¹¹⁰。

2017 年、トランプ政権によるアメリカ TPP 脱退後も、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)は電子的手段による国境を越えた情報移転に対して同一の規定を残し、2018 年 3 月に 11 カ国によって署名され、12 月に発効した。

¹⁰⁷ White House archived HP “International Strategy for Cyberspace”

https://obamawhitehouse.archives.gov/sites/default/files/rss_viewer/international_strategy_for_cyberspace.pdf <2025 年 3 月 11 日最終閲覧>

¹⁰⁸ Aaronson, *op.cit.*, p.683.

¹⁰⁹ USTR “Trans-Pacific Partnership: Summary of U.S. Objectives”

<https://ustr.gov/tpp/Summary-of-US-objectives>

¹¹⁰ Azmeh, S., Foster, C. and Echavarri, J., “The International Trade Regime and the Quest for Free Digital Trade”, *International Studies Review*, 22(3), September 2020, p.687.

これは第 14 章で電子商取引¹¹¹を規定しており、データの国境を越えた移動に関する拘束力のあるルールを含む。越境データ流通について、「締約国は、情報の電子的手段による移転に関する自国の規制上の要件を課することができる」(第 14・11 条 1)としたうえで、「各締約国は、対象者の事業の実施のために行われる場合には、情報(個人情報を含む。)の電子的手段による国境を越える移転を許可する(“shall allow”)。」(第 14・11 条 2)と定められる。ただし恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は貿易に対する偽装した制限となるような態様でなく、目的の達成のために必要な範囲を超えて制限を課するものではないことを条件に、締約国の公共政策目的の措置を妨げるものではない(第 14・11 条 3)との但し書きがある。

その後の FTA/EPA においては、越境データ流通に関して「対象者の事業の実施のために行われる場合」における「情報の電子的手段による国境を越える移転」を対象とする条項が採用されることが多くなる。例えば、「各締約国は、対象者の事業の実施のために行われる場合には、情報の電子的手段による国境を越える移転を許可する」ことが定められた条項は、チリ・ウルグアイ FTA、アルゼンチン・チリ FTA、スリランカ・シンガポール FTA、オーストラリア・インドネシア FTA などにおいて採用された。このことから、TPP 協定を採択した国々によって、異なる国への条項の伝播が行われたことが分かる。

USMCA は、アメリカ、メキシコ、カナダによって 2018 年に署名、2020 年に発効された協定である。第 19 章「デジタル貿易」¹¹²の第 19.11 条 1 項では、データの国境を越える移転について、「締約国は、対象者の事業のために行われる場合には、個人情報を含む情報の電子的手段による国境を越える移転を禁止し又は制限してはならない。」と定めている。ただし TPP 協定と同様に、恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は貿易に対する偽装した制限となるような態様でなく、目的の達成のために必要な範囲を超えて制限を課するものではないことを条件に、締約国が必要な公共政策の正当な目的を達成するために上記規定に適合しない措置を採用することを妨げるものではないとの例外が設けられている。USMCA は、締約国の規制上の要件について言及していないことから、TPP に類する協定より国境を越える情報移転の自由を強調していると評価される。このときアメリカはトランプ政権であり、同政権において、大手テクノロジー企業の利害が絡む「デジタル貿易」条項が積極的に挿入されたとの評価がある。同様の条文構造は、日米デジタル協定、日英 EPA において採用されている。

¹¹¹ TPP 協定 (訳文)「第 14 章電子商取引」(内閣官房 TPP 等政府対策本部サイト), https://www.cas.go.jp/jp/tpp/tppinfo/kyotei/tpp_text_yakubun/pdf/160308_yakubun_14.pdf

¹¹² “USMCA -Chapter19 Digital Trade” (USTR HP), <https://ustr.gov/sites/default/files/files/agreements/FTA/USMCA/Text/19-Digital-Trade.pdf>

これらと異なる構成を持つのが、主に EU やヨーロッパ諸国によって採用される協定である。2017 年、欧州議会は「デジタル貿易戦略に向けて」¹¹³決議において、EU が世界最大のサービス輸出をおこなっていることを挙げ、対外貿易政策と EU のデータ保護規制との一貫性の要件を取り入れた立場を打ち出すよう委員会に要請した。2018 年、欧州委員会は EU の貿易協定における越境データフローと個人データ保護に係る横断的規定¹¹⁴を策定し、それ以来、これらの横断的規定の採用を推進している。EU においてデータの越境移転規定がはじめて盛り込まれたのはイギリス・EU 間の通商・協力協定¹¹⁵(2020 年署名、2021 年発効)である。2 章が「データ流通と個人データ保護」と題され、201 条 国境を越えたデータ流通(“Cross-border data flows”)において、「締約国は、デジタル経済における貿易を促進するため、国境を越えたデータ流通を確保することを約束する(“are committed to”)。そのため、国境を越えたデータ流通は、締約国の一定の行為によって制限されてはならない(“shall not”)」とし、それに続く(a)~(d)で行為を挙げている。またその次の 202 条で個人データとプライバシー保護について規定する。イギリス・ノルウェー・アイスランド・リヒテンシュタイン FTA、EU・ニュージーランド FTA、EFTA・モルドバ FTA で同様の構成が採用されている。

2018 年 7 月に署名された日 EUEPA¹¹⁶は、当時データの自由な流通に関する実質的規定はなく、発効後 3 年以内にデータの自由な流通に関する規定を協定に含めることの必要性について再評価する(第 8・81 条)と規定された。その後 2023 年 10 月、日本と EU は、日 EU・EPA に「データの自由な流通に関する規定」を含めることに関して大筋合意に至り、2024 年 1 月に改正議定書に署名が行われた¹¹⁷。第 8・81 条¹¹⁸は、これまでの EU の協定

¹¹³ European Parliament, Resolution on ‘Towards a Digital Trade Strategy’, (2017/2065(INI)). <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52017IP0488>

¹¹⁴ European Commission, “Horizontal Provisions for Cross-border Data Flows and for Personal Data Protection (in EU Trade and Investment Agreements)”, <https://www.politico.eu/wp-content/uploads/2018/02/Data-flow-provisions-POLITICO.pdf>

¹¹⁵ “Trade and Cooperation Agreement between the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, of the one part, and the European Union and the European Atomic Energy Community, of the other part”(Gov. UK HP), https://assets.publishing.service.gov.uk/media/608ae0c0d3bf7f0136332887/TS_8.2021_UK_EU_EAEC_Trade_and_Cooperation_Agreement.pdf

¹¹⁶ 日 EU 経済連携協定 (和文)(外務省 HP) <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000382088.pdf>

¹¹⁷ 外務省報道発表「日・EU 経済連携協定改正議定書の署名」(2024 年 1 月 31 日)

とは異なり、電子的手段による国境を越えた情報移転(“Cross-Border Transfer of Information by Electronic Means”)と題された。1 項において、「両締約国は、情報の電子的手段による国境を越える移転が対象者の事業の実施のために行われる場合には、当該移転を確保することを約束する(“are committed to”)」と、義務の強い単語ではないが、TPP 協定で採用された文言が用いられている。続く 2 項では、「このため、一方の締約国は、1 項に規定する情報の電子的手段による国境を越える移転を次のことを行うことによって禁止し、又は制限する措置を採用し、又は維持してはならない。」とし(a)~(f)で行為を挙げることで構成はこれまでの EU が採用してきた形がとられた。例外条項も、TPP 協定と同様の、恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は貿易に対する偽装した制限となるような態様でなく、目的の達成のために必要な範囲を超えて制限を課するものではないことを条件に、締約国の公共政策目的の措置を認め(第 8・81 条、3)、また、締約国が、個人情報及びプライバシーの保護に関する措置を採用し、又は維持することを妨げるものではない(第 8・81 条、4)とした。そして追加で第 8・82 条において個人情報の保護を規定している。

以上をまとめると、文言としては越境データ流通条項としては初期にできた TPP 協定のフレームが同締約国によって広められている。それは、「電子的手段による国境を越えた情報移転」において、各国の規制上の要件を認めつつ、「対象者の事業の実施のために行われる場合」にそれを許可しなければならない(ただし、一定の条件下で、締約国の公共政策目的の措置を妨げるものではない)というものである。これに類するものとして、同じ構造をとりつつも、「対象者の事業の実施のために行われる場合に電子的手段による国境を越えた情報移転を禁止、また制限してはならない」という文言が USMCA 以降、主に日本、オーストラリア、シンガポールによって採用されている。さらにこれを強化するものとして、アメリカが締結する協定を中心に、各国の規制上の要件に触れずに第 1 項から対象者の事業の実施における越境データ移転の自由原則を掲げるという構成がとられる。対して、EU は、国境を越えたデータ流通と題する条項で、デジタル経済における貿易促進のための、国境を越えたデータ流通確保を約束しつつ、国境を越えたデータ流通を制限する一定の行為を羅列し、それらを禁止するという構造をとっている。その中で、日 EUEPA は、TPP 協定で採用された文言を用いつつ、EU 推進型の規律構造をとるというハイブリッド形式と言えるだろう。

以下では、どの国が規範普及者としての役割を果たしているといえるかについて検討する。図 1 は、データの移転に関して“Shall”で表されるような義務規定を含む経済協定に署名済みの国々とその締結関係のネットワークを示している。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_00282.html

¹¹⁸ 日 EU 経済連携協定改正議定書(和文)(外務省 HP)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100615100.pdf>

シンガポールがネットワークの中心性が高い¹¹⁹と評価される。また続いて、チリ、オーストラリア、ニュージーランドも高い。

全体を見てみると、CPTPP、地域的な包括的経済連携協定(RCEP)など広域経済協定の締結国が中央に集まり、エッジが多くなっている。下の方がアジア、ASEAN 諸国、左下から中央にかけて北アメリカ(USMCA)、左上にかけてチリを中心として中南米の国々が表示されている。右側に位置するのが、ヨーロッパ諸国であり(EU はひとまとめにして 1 つのノードで表される)、イギリスがその間に位置づけられる。イギリスは EU 離脱後、経済協定を結ぶ中で、相手国に合わせて EU 型、TPP 型、USMCA 型の文言を採用している。

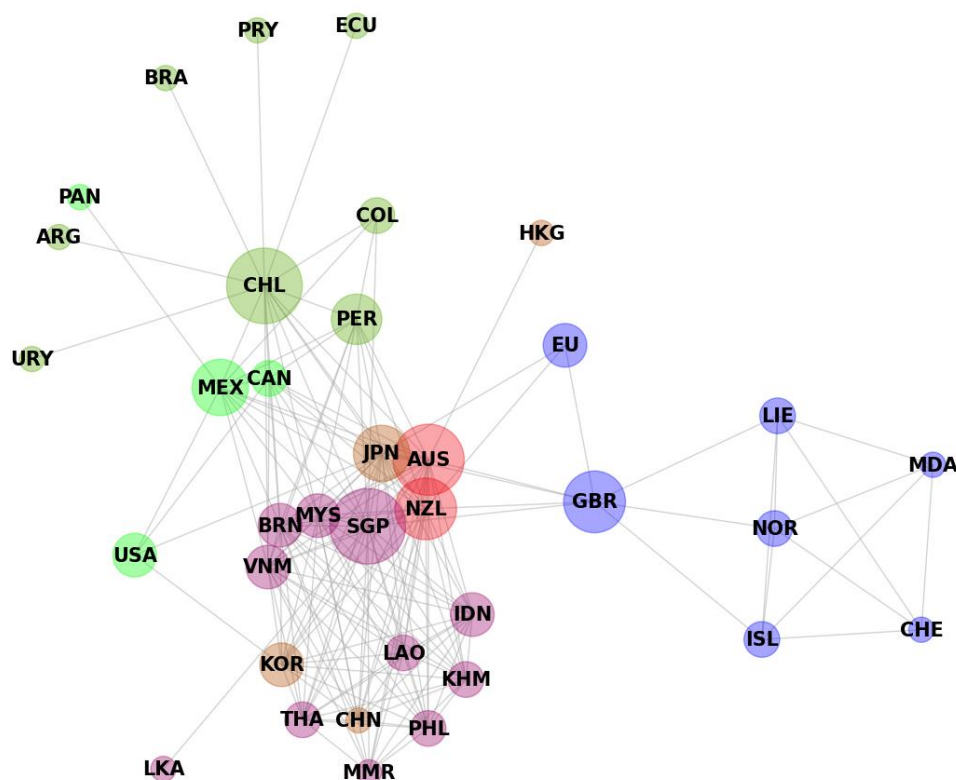


図1 越境データ流通(移転)に関する FTA ネットワーク¹²⁰

¹¹⁹ ここでいう中心性は、PageRank 関数によって求められるネットワークの中心性のことであり、多くの中心的なノードとつながっているノードが高く評価される。

¹²⁰ 越境データ移転に対し、Shall を用いるような義務規定を含む協定に署名済みの場合、線で結ばれている。ノードの大小は各国がこれまでに締結した協定数によって表され、色は地域で分けられている。前述の手順によって作成したデータリストを参照し、筆者作成。

これまでに、36 か国、地域(EU を別々に数えると 62 か国)で国境を越えたデータの移転に関して義務規定を含む経済協定が締結されている。締結 FTA においてそれらを多く含むのは、シンガポール(9)、チリ(9)、オーストラリア(8)、ニュージーランド(6)、イギリス(6)、メキシコ(5)、日本(5)である。

シンガポールは、これまでに多くの経済協定を締結し、積極的にルールの普及に関与している。特に世界初の単独デジタル経済協定であるデジタル経済パートナーシップ協定(DEPA)をチリ、ニュージーランドと共に締結したことが顕著な例として挙げられる。DEPA は、デジタル経済の潜在力を活用して小規模経済に利益をもたらすと同時に、より多くの人々と中小企業をグローバル社会に参加させる機会を提供するという 3 国の共通の利益に基づいて創設された。DEPA の他に、シンガポールは 2021 年 12 月に韓国とのデジタルパートナーシップ協定(DPA)、2022 年 2 月には英国とのデジタル経済協定(DEA)に署名している。さらには 2023 年 2 月に EU との間で 2 月 1 日、EU シンガポール・デジタルパートナーシップ(EUSDP)に署名し、2024 年 7 月に EU シンガポール・デジタル貿易協定(EUSDTA)交渉が妥結している。EUSDP に署名した際には、貿易関係担当大臣が「シンガポールは世界と地域におけるビジネスセンターおよびデジタルハブとしての役割を強化しようとしている。」「こうした協定は、データの接続性を高め、データが自信と信頼を持って流れるためのルールを確立し、当事者が取引できるようにし、私たち(筆者注:シンガポール)が資本フロー、商品フロー、サービスフローの結節点として存在してきたように、そのようなデータフローの結節点の 1 つになることができるようにする。」¹²¹と述べた。このように、データフローにおける結節点となることを意図して、シンガポールを核とした DEA や DPA 締結の動きが加速している状況にある。

シンガポールは、WTO でもデジタル貿易に関する協議の促進に努め、オーストラリアと日本と共同議長を務める電子商取引に関する共同声明イニシアチブの設立を支援し、志を同じくするパートナーと「先駆的」デジタル貿易協定を交渉している。DEPA は特に普及メカニズムとして設計されたと評価される¹²²。これは、DEPA が他の国々も参加できるオープンな多国間協定であり、他の国々が容易に複製して自国の特惠貿易協定に統合できる一連のモジュールで構成されるからである。このようにモジュールに分割されていることにより、他国が既存の FTA や関連する国内政策を更新する際にモジュールを利用できるため、DEPA の規範的影響力(“normative impact”)が高められているとの評価¹²³もみら

¹²¹ CNA news: Ang Hwee Min “Singapore seeks to reinforce role as digital hub, signs partnership with EU” (2023/2/1) <https://www.channelnewsasia.com/singapore/singapore-seeks-reinforce-role-digital-hub-signs-partnership-eu-3246786>

¹²² Jones, E., Kira, B. and Tavengerwei, R., “Norm Entrepreneurship in Digital Trade: The Singapore-led Wave of Digital Trade Agreements”, *World Trade Review*, 23(2), 2024, p.221.

¹²³ Peng, S., Lin, C.-F. and Streinz, T., “Artificial Intelligence and International Economic

れる。2024 年、韓国が新たに DEPA に加盟した。他に、中国、カナダ、コスタリカ、ペルーが参加申請を提出している。

チリは、中南米諸国と FTA を結び、その際に「各締約国は、対象者の事業の実施のために行われる場合には、情報の電子的手段による国境を越える移転を許可する(“shall permit”)。」という文言を採用している。TPP 協定交渉中の 2015 年から、2020 年にかけて多くの FTA を締結していたが、近年でも DEPA を締結するなど、積極的である。

オーストラリアも積極的であり、2022 年にデジタル貿易戦略¹²⁴を策定している。その中では、

「デジタル経済によって、地理的に孤立しているオーストラリアの企業が世界中のより多くの顧客にリーチできる機会が増え、経済がさらに成長する。」「情報とデータの流れは必ずしも利益を目的としたものではないかもしれないが、デジタル貿易の重要な促進要因である。」「オーストラリアはデジタル貿易の障壁を減らし、オープンで競争力のある経済環境の成長を支援する世界的なデジタル貿易ルールを追求する。」

として、オーストラリアのデジタル貿易に関する取り組みの重点分野の一つとして国境を越えるデータの流れに言及している。

イギリス、日本も共に「自由なデータ流通の促進」を重視しており、またその中で、バランスのとれたアプローチを目指している。詳細は第 3 章で述べる。

(2) WTO における議論

電子商取引に関する世界レベルでの議論として、WTO における議論がある。

a) サービス貿易

2011 年、GATS 発効後約 20 年が経過し、サービス貿易の分野で時代に即した協定の必要性が高まったことを踏まえ、新サービス貿易協定 (TiSA : Trade in Services Agreement) 構想が浮上した。TiSA 交渉においては、電子商取引も交渉の対象となり、約 50 カ国 (世界のサービス貿易の 70% を占める WTO 加盟国の 3 分の 1 以上) が、電子商取引を含むサービス分野における障壁を削減することに合意した。

同年、EU とアメリカは WTO の TiSA 交渉の一環として、情報の自由な流通に関する規定に関する共同文言「米 EU・ICT サービス通商原則」を提案した。翌年「日米 ICT サービス通商原則」が、「日米経済調和対話」の枠組みにおいて策定され、国境を越える情報流通において米 EU・ICT サービス通商原則と同様の原則が置かれた。それは、

Law: A Research and Policy Agenda”, in S. Peng, C.-F. Lin, and T. Streinz (eds.) *Artificial Intelligence and International Economic Law: Disruption, Regulation, and Reconfiguration*. Cambridge: Cambridge University Press, 2021, p.19.

¹²⁴ Australian Government Department of Foreign Affairs and Trade “Digital Trade Strategy” (1 April 2022) <https://www.dfat.gov.au/trade/services-and-digital-trade/e-commerce-and-digital-trade/digital-trade-strategy>

Cross-Border Information Flows: Governments should not prevent service suppliers of other countries, or customers of those suppliers, from electronically transferring information internally or across borders, accessing publicly available information, or accessing their own information stored in other countries.¹²⁵

国境を越える情報流通：両政府は、他国のサービス提供者又はその顧客が、情報を電子的に国内で又は国境を越えて移転すること、公に利用可能な情報にアクセスすること及び他国に蓄積された自らの情報にアクセスすることを妨げるべきではない。¹²⁶

というものであった。これらはいくまで 2 国間で共有する貿易の促進に係る理念を文書にしたもので、それ自体に法的拘束力はなかったものの、その後の日米それぞれの経済協定における態度を確認し、実際に反映されるものとなった¹²⁷。

2012 年から約 2 か月に 1 回の頻度で有志国が議論を重ね、2013 年以降、アメリカ・EU・オーストラリアを議長国として交渉が本格化し、2016 年 12 月までで計 21 回開催された。しかしながら、電子商取引等の分野における各国の意見対立により、2016 年末を最後に交渉が中断された状況となった。

b) 電子商取引に関する議論

電子商取引に関する検討は、1998 年以降、一般理事会の下で電子商取引特別会合を中心に WTO 閣僚会議で行われていた。前述のように、関税不賦課のモラトリアムの延長への合意をとりつつ、セミナーや議論を重ねることで、電子商取引に対する理解を醸成していった。第 10 回 WTO ナイロビ閣僚会議（2015 年 12 月）以降、電子商取引分野は各国の関心を集め、第 11 回 WTO 閣僚会議では、WTO における電子商取引の議論を進展させるため、閣僚間で、分野横断的な議論の実施に合意できるかどうか大きな争点となり、先進国・途上国を問わず多くの国から、分野横断的な新たな場の立ち上げもしくは電子商取引特別会合の制度化の提案が行われた¹²⁸。しかし、一部の途上国が既存の議論形式の変更にも強く反対し、分野横断的な議論の実施について合意できなかった。

こうした動きの中で、第 11 回 WTO 閣僚会議の際に 日本、オーストラリア、シンガポールとともに、電子商取引の議論を積極的に進めるべきとの立場をとる有志国を集め、電

¹²⁵ “European Union-United States Trade Principles for Information and Communication Technology Services” (USDOS Archived HP), 2011. <https://2009-2017.state.gov/p/eur/rt/eu/tec/171020.htm>

¹²⁶ 「日米 ICT サービス通商原則(和文)」(総務省サイト)
https://www.soumu.go.jp/main_content/000143846.pdf

¹²⁷ 藤野克『情報通信ルールの国際競争 日米の FTA 戦略』早稲田大学出版部, 2023 年, 200-204 頁。

¹²⁸ 経済産業省「2019 年版不公正貿易報告書」補論 2 電子商取引, 420-421 頁。

子商取引閣僚会合を主催し¹²⁹、共同声明イニシアチブを発表した。この起源は、TiSA 交渉に遡ることができ¹³⁰、電子商取引共同イニシアチブは、サービス全般を対象とする TiSA のうち、電子商取引分野だけに限定した自由化協定を目指すものとの解釈も可能である。

2019 年 1 月、ダボスにおいて非公式閣僚会合を開催し、中国や UAE 等新規参加国も加わり、国際貿易の約 90 パーセントを代表する 76 の加盟国によって、電子商取引の貿易側面に関する交渉開始の意思を確認する共同声明を発出した。

電子商取引共同イニシアチブにおける交渉では、①電子商取引の円滑化要素、②電子商取引の自由化要素、③電子商取引の信頼性要素、④横断的要素、⑤電気通信、⑥市場アクセスの各分野について議論が行われてきた。

データの自由流通について、電子商取引において欠かせないことから当初より議長国の日本、オーストラリア、シンガポールは、TPP 協定レベルの自由を主張していた。対して、中国は、2019 年提出のコミュニケーションにおいてデータ流通の貿易関連側面が貿易発展にとって重要であることは認めつつ、データ流通は、各加盟国の核心的利益に関わる安全性の前提条件に従う必要があり、そのためには、加盟国それぞれの法律や規則を遵守した秩序あるデータ流通が必要であると主張した¹³¹。

2023 年 10 月時点のデジタル貿易交渉テキスト¹³²の中で、各国は、「データの自由な越境移動の確保」について、厳格にルール化(自由化)するための条文案を提示している。その時点で、TPP 協定に類する文言(ブラジル提案)、それに、「その法律または規制に別段の定めがある場合を除いて」と足される文言(中国案)、TPP 協定から「禁止、制限をしてはならない」と変更した文言(オーストラリア、カナダ、シンガポール、日本、韓国、ニュージーランド、イギリスによる提案)、EU 型の構造をとる文言(EU 案)が提示されている。また、ナイジェリアは、開発途上国や後発開発途上国の開発および政策スペース目的のための例外を許可する提案を行っている。ここで、アメリカの交渉スタンスに変化が見られ

¹²⁹ 同上、420-421 頁。

¹³⁰ Azmeh, S., “‘Saving the WTO’: middle power insiders and joint statement initiatives at the World Trade Organisation”. *New Political Economy*, 29(1), 2023, pp.65-66.

¹³¹ WTO “Joint Statement on Electronic Commerce - Communication from China” (INF/ECOM/19) 24 April 2019
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/INF/ECOM/19.pdf&Open=True>

¹³² WTO “Joint Statement on Electronic Commerce -WTO electronic commerce negotiations - Updated consolidated negotiating text – November 2023 – Revision“ (INF/ECOM/62/Rev.5) (bilaterals.org HP より閲覧)
https://www.bilaterals.org/IMG/pdf/wto_jsi_ecommerce_text_rev_5.pdf

たことが注目された。トランプ政権以来バイデン政権においても、アメリカは有志国と共にハイレベルなデジタル貿易自由化を推進するために必要な項目のうちの 1 つに、データの自由無差別な越境流通の確保を掲げ、推進してきた。これまでアメリカは上記のテキスト案のうち TPP 協定から「禁止、制限をしてはならない」と変更した文言を提案していた¹³³。しかし、2023 年 10 月、バイデン政権はそれに対する支持を交渉から取り下げた。

2023 年 12 月、共同議長国は、その声明において、13 の条文¹³⁴について交渉を実質的に妥結したと発表した¹³⁵。2024 年 7 月、共同議長国は、交渉参加国・地域を代表して、「電子商取引に関する協定に係る安定化したテキストを達成した」旨の共同議長国声明を発出した¹³⁶。今後、交渉成果を WTO の法的枠組みへ組み込むことを目標に、交渉参加国・地域は手続を進めるとしている。一方で、2023 年 12 月時点の共同議長声明では、データフローやデータローカライゼーション及びソースコード等については、「多くの交渉参加国・地域にとって重要な問題である一方で、異なるアプローチや機微が残存するため、議論には更に多くの時間を要する」と言及された。

¹³³ デジタル貿易交渉テキストの INF/ECOM/62/Rev.1, INF/ECOM/62/Rev.2 においては同条項への提案国にアメリカが並んでいる。

¹³⁴ 電子認証及び電子署名、電子契約、貿易に係る文書の電子化、政府の公開されたデータ、オンラインの消費者保護、要求されていない商業上の電子メッセージ、透明性、電子的な取引の枠組み、サイバーセキュリティ、開かれたインターネットアクセス、電子インボイス、シングルウィンドウ、個人情報の保護。

¹³⁵ 外務省「WTO 電子商取引共同声明イニシアティブ：オーストラリア、日本及びシンガポールによる共同議長声明(仮訳)」(2023 年 12 月 23 日)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100598743.pdf>

¹³⁶ 外務省報道発表「WTO 電子商取引交渉に関する共同議長国声明の発出について」(2024 年 7 月 26 日)

https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_00937.html

第3章 規範の変容？

第1節 背景の変化

2000年代から現在にかけて、経済協定を中心にデータの自由流通規範が普及していったが、それをとりまく外的環境の変化がおきていた。

影響力の高いものとして、新興国の台頭によるパワーバランスの変化と、インターネットの発展によるビッグデータ監視問題の出現が挙げられる。

急速な経済成長を背景に BRICS と呼ばれる新興国が台頭するようになった。こうした国々は、国内のインターネット企業の保護などのためインターネット統制を強化し、情報の流れを制限またはブロックする保護主義的な政策を取り入れている。また、インドや南アフリカは、デジタル貿易をめぐる規律は WTO 内で議論されるべきとして、経済協定においてデジタル貿易規定を締結せず、電子商取引共同イニシアチブにおける交渉に参加していない。

加えて、ビッグデータによる監視が大きく問題となったのが、スノーデン事件である。2013年6月にエドワード・スノーデンによって、国家安全保障局（NSA）をはじめとする西側諸国の情報機関が、同盟国を含む政府、企業、市民の通信および電子メッセージにおいて大規模な監視とメタデータの大量収集を行っていることが告発された。これによって、ビッグデータの監視的側面が懸念されるようになる¹³⁷。

EU においては、インターネットプライバシー問題の重要性が高まり、2018年により厳格なデータ保護法である GDPR(General Data Protection Regulation：一般データ保護規則)が制定されることになった。GDPR において、EU 域内から域外へ個人データを移転するには、欧州委員会から十分なレベルの個人データ保護を確保していると認められる(十分性認定を受けている)か、BCR（拘束的企業準則）や SCC（標準契約条項）の締結等の適切な保護措置をとっているか、もしくは明確な本人同意等の一定の条件を満たさなくてはならない。これは EU 域内のデータ主体に対して商品又はサービスを提供する場合、又は行動を監視する場合について、域外の事業者にも適用されるため、ブリュッセル効果をもつとされる。

また、2013年9月、第24回会期人権理事会においてパキスタンはキューバ、ベネズエラ、ジンバブエ、ウガンダ、エクアドル、ロシア、インドネシア、ボリビア、イラン、中国を代表して、プライバシー侵害における主要な国際インターネットおよび通信技術企業の役割を明確に批判し、世界的なインターネットガバナンスメカニズムの再考を求める共同声明を発表した¹³⁸。ロシア、中国、イランのような権威主義的な政府に加えて、スノー

¹³⁷ Lyon, D., “Surveillance, Snowden, and Big Data: Capacities, consequences, critique”. *Big Data & Society*, 1(2), 2014.

¹³⁸ Access Now “UN Human Rights Council discusses surveillance and other internet issues

デン事件以降、ブラジル、ドイツ、インドといった民主主義国家においても、より広範なデータローカライゼーション規定を検討するようになったとの指摘もある¹³⁹。

このようにインターネット利用をめぐるのは、各国の成長戦略、安全保障といった利害対立や技術によるパワーの濫用への懸念が出現する。そうした中で、自由なデータ流通を達成するために、自由なデータ流通という規範アイデアに一定の条件を追加していくことで、多くの国、ステークホルダーの協力と議論への参加を促そうという動向が見られるようになる。以下では、その例を挙げる。

第2節 信頼性のある自由なデータ流通(DFFT)

信頼性のある自由なデータ流通(DFFT)は、「プライバシーやセキュリティ、知的財産権に関する信頼を確保しながら、ビジネスや社会課題の解決に有益なデータが国境を意識することなく自由に行き来する、国際的に自由なデータ流通の促進を目指す」¹⁴⁰というコンセプトである。2019 年ダボス会議において安倍首相によって提唱された概念である。当時のスピーチ¹⁴¹においては、デジタル・データが成長をもたらすことが強調された。そのため個人的データや、知的財産を体現したり、国家安全保障上の機密を含むデータは、慎重な保護の下に置かれるべきである一方、医療や産業、交通やその他最も有益な、非個人的で匿名のデータは、自由に行き来させ、国境をまたげるようにさせなくてはならないと述べたうえで、「私たちがつくり上げるべき体制は、DFFT（データ・フリー・フロー・ウィズ・トラスト）のためのものです」とした。

日本は、1987 年時点ですでに、情報の自由流通、データの自由流通を支持するスピーチ¹⁴²を行っているなど、コンピュータ通信の時代よりアメリカと類似する方針が取られていた。電子商取引においては、TPP 交渉、電子商取引の「TPP3 原則」策定以降、具体的にルールとしての推進が見られるようになった。

DFFT コンセプト提唱の意図としては、今後の世界経済におけるデータ流通の重要性の

at 24th session” (16 September 2013) <https://www.accessnow.org/un-human-rights-council-discusses-surveillance-and-other-internet-issues-at/>

¹³⁹ Hill, J., “The Growth of Data Localization Post-Snowden: Analysis and Recommendations for U.S. Policymakers and Business Leaders”, The Hague Institute for Global Justice, Conference on the Future of Cyber Governance, 2014.

¹⁴⁰ デジタル庁「DFFT（Data Free Flow with Trust：信頼性のある自由なデータ流通）」
<https://www.digital.go.jp/policies/dfdt> より引用。

¹⁴¹ 首相官邸サイト「世界経済フォーラム年次総会 安倍総理スピーチ」2019 年 1 月 23 日
https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/statement/2019/0123wef.html

¹⁴² “TIDE 2000: Embracing Balance and Avoiding Polarization”, *Transnational Data and Communications Report*, April 1987, pp.14-19.

強調¹⁴³、マルチ交渉が停滞する WTO 改革の足掛かりとして DFFT を確保するための電子商取引のルール作りを素早く実施していきたいという宣言、そしてデータ流通の議論に欧米中を取り込みながら日本も関与していくという志向があったと考えられる。データ流通とプライバシーやセキュリティ、知的財産権の両立という概念を提示することで、欧米(中)を同じ議論のテーブルにつかせることが試みられた。

同年 G20 大阪サミットにおいて、アメリカ、中国、EU 等多くの国々の首脳の合意を得て、DFFT を確保するための新たなルールづくりを、大阪トラックとして開始することが決定された。この一部が、電子商取引共同イニシアチブにおける交渉である。一方でこのとき、インド、インドネシア、南アフリカは参加しなかった、インドは、国民や企業のデータへの扱いには主権が関与するという「データ主権」を主張し、交渉には参加しないと説明した。G20 合意は、DFFT を「政策」というよりも「アイデア」として捉えており、その結果生じる政策はアイデアを共有する国々の手に委ねられた¹⁴⁴。すなわちデータが流れることを前提に、何をすれば信頼(“Trust”)が確保されるのかが議題となった。

以降、2020 年の G20 リヤド首脳宣言では、デジタル経済の文脈で DFFT 及び越境データ流通の重要性が認識された。2021 年 G20 ローマ首脳宣言では、前年同様の重要性の認識に加え、「将来の相互運用性を促進するため、引き続き共通理解を促進し、既存の規制手段と、信頼性のあるデータ流通を可能にする枠組との間の共通性、補完性及び収斂のための要素の特定に向け、引き続き取り組んでいく」¹⁴⁵と踏み込んで言及された。2022 年 G20 バリ首脳宣言は DFFT 及び越境データ流通に対して、“Commit”や“Promote”を用い推進していく姿勢を表した。しかし以降 2023 年 G20 ニューデリー、2024 年 G20 リオデジャネイロにおいては、DFFT 及び越境データ流通の重要性が認識されるにとどまった。

G7 においても DFFT は具体的に進められており、2021 年の G7 デジタル・技術閣僚会合においては、DFFT の具体的な推進に向けた G7 間の協力のためのロードマップを策定し、越境データ移転に関する各国政策の比較分析を含む、4 つの分野横断的な領域における行動計画が定められた¹⁴⁶。2022 年にはデジタル大臣会合にて DFFT の推進を中核とするデータアクションプランが採択された。DFFT のための規制アプローチ及び施策への理

¹⁴³ Dale, J. G. and Aizawa, N., “‘Data Free Flow with Trust’: Japan's struggle to integrate democracy and human rights into digital trade policy”, *Frontiers in Sociology*, vol. 9 1397528. 25 Sep. 2024.において、DFFT 概念の形成と、日本のデジタル化の国家ビジョンである Society 5.0 との関連性が指摘されている。

¹⁴⁴ *Ibid.*, p.4.

¹⁴⁵ 「G20 ローマ首脳宣言（仮訳）」(外務省サイト)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100259275.pdf> より引用。

¹⁴⁶ 「G7 デジタル・技術大臣会合 大臣宣言」(総務省サイト)

(仮訳) https://www.soumu.go.jp/main_content/000748195.pdf

解の深化、将来の相互運用性促進のための共通性構築、規制協力の継続、デジタル貿易の文脈における DFFT の促進、国際データスペースの展望に関する知識の共有といった事項に取り組むことが合意¹⁴⁷された。これを機に DFFT の議論の場の中心が、今までの「トレードトラック」から「デジタルトラック」に舵を切ったとの評価¹⁴⁸もある。

そして 2023 年、日本が議長国となった G7 デジタル大臣会合において DFFT の具体化のための国際枠組み(IAP: Institutional Arrangement for Partnership)の設立及び DFFT の具体化のための G7 ビジョン・プライオリティに合意がなされた。DFFT 具体化に向けた IAP の目的は、「関連する原則に基づき、課題解決型かつ、証拠に基づく、マルチステークホルダー及び分野横断的な協力を通じて、DFFT を具体化するために政府やステークホルダーが集うこと」¹⁴⁹である。OECD の既存委員会が活用され、プロジェクトごとに、政府と協働するマルチステークホルダーからなる専門家グループを形成し、テーマに応じて、複数の国際機関や地域機関と連携することが想定されている。

このように G7 や WTO における国際的なルール作りの議論において DFFT の具体化のための取組みを進める中で、近年、グローバルサウスへの働きかけも強めている。2023 年 3 月、日本は、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）のための新たなプラン」を発表し、その中で、「DFFT 推進のための途上国の法整備・基盤整備等支援」を提示した。DFFT 概念が途上国に浸透しているとは言えず、関連法整備も進んでいないという課題を挙げ、途上国のデータの流通及び利活用に関する法制度や基盤整備等の支援を行う¹⁵⁰としている。また 2024 年 5 月の OECD 閣僚会議においても、河野デジタル大臣は「IAP を国際データガバナンスのハブとして推進するため、OECD と ASEAN 等の地域機関との連携や加盟国間の二国間データ協力との相互補完性を促進することが望ましい」¹⁵¹と述べ、特に

¹⁴⁷ 「G7 デジタル大臣会合 附属書 1 信頼性のある自由なデータ流通の促進のための G7 アクションプラン(仮訳)」(総務省サイト)

https://www.soumu.go.jp/main_content/000813436.pdf を参照。

¹⁴⁸ JIPDEC サイト「DFFT の具体化を加速する経済産業省 商務情報政策局 総務課 国際室の取り組み～インタビュー取材 経済産業省 国際室 目黒統括補佐～」(2022 年 6 月 6 日) https://www.jipdec.or.jp/library/report/20220606_01.html を参照。

¹⁴⁹ デジタル庁 [仮訳]附属書:「DFFT 具体化のための国際枠組み (Institutional Arrangement for Partnership :IAP)の設立及び G7 の期待に関するコンセプトペーパー」 https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/information/field_ref_resources/d5208f71-317d-425b-9677-c64a06000e3c/7943ceaa/20231201_news-g7_result_03.pdf より引用。

¹⁵⁰ 外務省「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）のための新たなプラン具体的な取組例 - 事例 36 DFFT 推進のための途上国の法整備・基盤整備等支援」 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100477405.pdf>

¹⁵¹ デジタル庁「河野デジタル大臣が 2024 年 OECD 閣僚理事会に出席しました」(2024 年

ASEAN は IAP との連携に高い関心を示していると紹介した。IAP を通じたマルチステークホルダープロセスによって、ASEAN 等グローバルサウスとの連携が期待されている¹⁵²。

第3節 制限付き自由

1. 中国 秩序あるデータ流通

サイバー空間に関する中国の規範的立場の要となるのはサイバー主権の概念である。2015 年、第 2 回世界インターネット大会において習国家主席は、サイバー主権は各国がインターネットをどのように開発し規制するかを選択するために不可欠であると主張した¹⁵³。この概念は中国の国内政策と国際サイバー外交を形作っており、アメリカ、EU、およびそれらの利益に一致する国々にとって重要視される情報の自由な流れとは対照的である¹⁵⁴。

データの流通においても、国家の管轄による“安全”が重視されてきた。一方で、デジタル経済におけるデータの重要性は国内政策においても認識されており、先の G20 大阪サミットでは DFFT に賛成した。ここでは、近年の中国の態度を、自由なデータ流通規範の部分的受容として取り上げる。

従来、サイバー主権やデータの流通における“安全”(セキュリティ)の確保を主張する中国は、そのアイデアを広げるため、「全球数据安全倡议¹⁵⁵」(訳: グローバル・データ・セキュリティ・イニシアチブ)を提起した。これは 2020 年、「デジタル機会をとらえ、協力と発展を模索する」と題された国際シンポジウムにおいて王毅外相によって言及され、デジタルセキュリティに関する国際的ルール策定のベースとなることを希望し各国からの積極的な参加を呼び掛けた¹⁵⁶。その内容には、グローバルサプライチェーンの開放、安全、安定性の維持、個人情報侵害行為の防止、抑止、他国の主権、司法管轄権およびデータの管理権の尊重、企業によるバックドア設置や不正な利益獲得の禁止といったことが挙げられている。これは、アメリカ政府が中国の通信企業を念頭におき、通信インフラ保護規制

5 月 8 日) <https://www.digital.go.jp/news/38c9989c-6023-4c29-bcc6-125734cf756f>

¹⁵² デジタル庁・経済産業省「第 1 回 国際データガバナンスアドバイザリー委員会 議事要旨」8 頁。

¹⁵³ Gao, X., “An Attractive Alternative? China’s Approach to Cyber Governance and Its Implications for the Western Model”. *The International Spectator*, 57(3), 2022, p. 20.

¹⁵⁴ Ibid., p.21.

¹⁵⁵ Xinhua, “Full text: Global Initiative on Data Security”, September 8, 2020, https://english.www.gov.cn/news/topnews/202009/08/content_WS5f573805c6d0f7257693bb01.html

¹⁵⁶ 日本貿易振興機構 ビジネス短信「米中摩擦の中、中国外相がデータ安全のイニシアチブを提唱」(2020 年 9 月 25 日)

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/09/1eb5671d96c323b8.html> を参照。

を厳格化するなどの動向を受けた対応ともされる¹⁵⁷。このイニシアチブの提起後、ロシア、タンザニア、パキスタン、エクアドル、アラブ連盟、ASEAN 諸国から支持や重要視するといった評価を集めた¹⁵⁸。その後、「データセキュリティに関する中国・LAS 協力イニシアチブ」(2021 年)と「中国+中央アジアデータセキュリティ協力イニシアチブ」(2022 年)として、アラブ諸国や中央アジアの国々と合意している。それ以降データセキュリティイニシアチブに関する国際的な動向は明らかではないが、2023 年 2 月のグローバル・セキュリティ・イニシアチブ・コンセプトペーパー¹⁵⁹において、情報セキュリティ分野で、「データセキュリティに関する中国・LAS 協力イニシアチブ」と「中国+中央アジアデータセキュリティ協力イニシアチブ」を継承し、さまざまなサイバー脅威に共同で対処し、開放性と包摂性、正義と公正、セキュリティと安定性、活力と活力を特徴とするサイバー空間のグローバルガバナンスシステムの構築を目指すという記述がなされた。

一方で、部分的受容として、2020 年中国は自由な越境データ流通やデータローカライゼーション要求の禁止など電子商取引に関する章を含む RCEP に署名した。DEPA や CPTPP への加盟も申請している。その意図について、中華人民共和国商務省(2021 年)は公式声明で次のように述べている。

DEPA への加盟申請は、国内改革の深化と対外開放の強化に向けた中国の取り組みに沿ったものであり、新たな発展パターンの中で中国が加盟国とデジタル経済における協力を強化し、イノベーションと持続可能な発展を促進するのに役立つだろう。¹⁶⁰

中国は、データセキュリティを確保するだけでなく、データの使用と共有を促進し、デジタル経済の発展を促進するために、国境を越えたデータフローのセキュリティと開発を同等に重視するという原則を堅持している¹⁶¹。2024 年 3 月、国家インターネット情報弁公室は「越境データの流れの促進及び規制に関する規定」を発表・実施し、越境データの流れの条件を緩和し、出国データのセキュリティ評価範囲を狭めることで、国家データセキ

¹⁵⁷ 同上

¹⁵⁸ Stanford University DIGICHINA “Knowledge Base: China’s ‘Global Data Security Initiative’ 全球数据安全倡议”(March 31, 2022), <https://digichina.stanford.edu/work/knowledge-base-chinas-global-data-security-initiative/>

¹⁵⁹ “The Global Security Initiative Concept Paper”, http://en.chinadiplomacy.org.cn/pdf/The_Global_Security_Initiative_Concept_Paper.pdf

¹⁶⁰ The Ministry of Commerce People’s Republic of China, “China has submitted an official application to join the Digital Economy Partnership Agreement (DEPA)”. (November 3, 2021), https://english.mofcom.gov.cn/News/SignificantNews/art/2021/art_dc8a83fce94846859c9f61137b2aac7e.html

¹⁶¹ 赵惠妙「跨境数据流动的法律规制与国家安全：挑战与应对」央广网, (2024/9/23), https://law.cnr.cn/fzjj/20240923/t20240923_526915139.shtml

セキュリティの保護を前提にしつつも、データの要素の価値をさらに発揮できるようにした。自由貿易試験区では、データに関する国境を越えた制度革新のため、セキュリティを確保できるインフラやプラットフォームの検討、データに関するポジティブ/ネガティブリストのあり方などが試験的に考案、実証されている¹⁶²。その中で積極的に推進されている言葉は「秩序あるデータ流通」である。電子商取引共同イニシアチブにおける交渉においても主張される通り、中国は、加盟国それぞれの法律や規則を遵守した秩序あるデータ流通を重視している。これはグローバル・データ・セキュリティ・イニシアチブにおいても「他国の主権、司法管轄権およびデータの管理権の尊重」として主張されている。このような、すべての国のデータ主権を尊重するということは、国境を越えたデータの流れの規制の調整において、すべての国の利益のバランスをとるということであり、これは実際には先進国と途上国の利益のバランスをとるということを意味するとの主張¹⁶³もある。そのため、中国の推進する「秩序あるデータ流通」という考え方は例えば、一帯一路構想(デジタルシルクロード)、BRICS といった場において普及が試みられる可能性がある。

2. アメリカ -信頼のある安全な流通

バイデン政権においては、労働者中心の通商政策が掲げられ、労働組合によるビッグテック批判を反映し、当局の規制権限確保を重視する立場がとられている。バイデン政権における経済協定として代表的なものがインド太平洋経済枠組み(IPEF)である。IPEF は2022年5月に日米豪印や東南アジアなどインド太平洋の国々によって発足された。交渉分野として、①貿易②供給網③クリーンな経済④公正な経済の4つの柱が掲げられている。「貿易」ではデジタル経済にも焦点が当てられており、閣僚声明においては、「特に、①国境を越えるデータの信頼のある安全な流通(“trusted and secure cross-border data flows”)、②デジタル経済の包摂的で持続可能な成長、並びに③新興技術の責任ある開発及び利用を促進し、支援する」¹⁶⁴と述べられた。それまでに国際的にも広く支持を得ていた信頼をいれつつ、「自由」のかわりに「安全」が加えられた文言が用いられている。閣僚会合後の会見においてもタイ USTR 代表は、データの信頼のある安全な流通を促進することに取り組むと述べた。しかし2023年11月、貿易の柱の交渉は、特にデジタル貿易がボトルネックとなってアメリカの意向によって協議が先送りにされた。

この決定に先立って、10月、バイデン政権は、電子商取引共同イニシアチブにおける交

¹⁶² 例えば、中国(江蘇)自由貿易試験区「江苏自贸试验区先行先试探索数据跨境安全有序流动」https://doc.jiangsu.gov.cn/art/2023/12/6/art_79282_11091166.htmlなどを参照。

¹⁶³ 陈思、马其家「数据跨境流动监管协调的中国路径」『中国循環経済』2022年第9期

¹⁶⁴ USTR “Ministerial Text for Trade Pillar of the Indo-Pacific Economic Framework for Prosperity” [https://ustr.gov/sites/default/files/2022-09/IPEF%20Pillar%201%20Ministerial%20Text%20\(Trade%20Pillar\)_FOR%20PUBLIC%20RELEASE%20\(1\).pdf](https://ustr.gov/sites/default/files/2022-09/IPEF%20Pillar%201%20Ministerial%20Text%20(Trade%20Pillar)_FOR%20PUBLIC%20RELEASE%20(1).pdf)

渉において、これまで一貫して推進してきたデータの自由無差別な越境流通の提案に対する支持を取り下げていた。USTR の声明によると、これは、国内政策の議論への十分な政策的余地を確保するためという理由である¹⁶⁵。タイ代表は、アメリカのシンクタンク、アトランティックカウンスルが主催したイベント¹⁶⁶に登壇した際に、電子商取引共同イニシアチブにおける交渉でのデジタル自由化支持の撤回の理由について、現代では、生成 AI の登場などによって、データそれ自体の重要性が増し、電子商取引章を議論し始めた 20 年前とは国際的にデータが移動する意味が全く異なることを指摘した。そしてデジタル貿易が影響を与える範囲の広さから、実際に何が起きているのか、何が公共の利益となるのかについて、議会、業界大手、中小企業、労働者などから知恵を結集することが優先されるべきであり、新しい技術をどう規制するかをまずはアメリカ国内でルール化し、その後に貿易相手国と議論すべきとの認識を示した。この USTR の決定について、民主党の進歩派はこの動きを支持する一方で、他の民主党や共和党議員は反対している¹⁶⁷。また米商工会議所をはじめとするビジネス界は、この決定が、デジタル貿易の恩恵を受ける多くのアメリカの労働者に直接的な損害を与え、企業への不当な扱いを招き、アメリカの競争力を脅かすことになるとして厳しく批判した¹⁶⁸。中には、これは大統領選挙対策として、デジタル大手に対する競争法や労働法のより積極的な施行を望む有権者の支持を集めるための政治的ジェスチャーとの見方も存在する¹⁶⁹。

このように、近年アメリカ国内における意見の違いの顕在化や、安全保障などアメリカを取り巻く国際関係を踏まえた利益の調整は大きな政策課題となっており、これまでのようなデータの自由な流通を推進することは困難となっていると考えられる。

¹⁶⁵ USTR “USTR Statement on WTO E-Commerce Negotiations” (October 24, 2023) <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2023/october/ustr-statement-wto-e-commerce-negotiations>

¹⁶⁶ Atlantic Council “US Trade Representative Katherine Tai on the future for US-EU trade” (3 June 2024), <https://www.atlanticcouncil.org/event/us-trade-representative-katherine-tai-on-the-future-for-us-eu-trade/>

¹⁶⁷ CSIS “USTR Upends U.S. Negotiating Position on Cross-Border Data Flows” by Meredith Broadbent (December 12, 2023), <https://www.csis.org/analysis/ustr-upends-us-negotiating-position-cross-border-data-flows>

¹⁶⁸ Murphy, J., “How Reversal on Digital Trade Threatens U.S. Workers, Businesses”, (October 27, 2023), <https://www.uschamber.com/international/trade-agreements/how-reversal-on-digital-trade-threatens-u-s-workers-businesses>

¹⁶⁹ Gao, H., “The Joint Statement on E-commerce: Is This Glass Half Empty or Half Full?”, (September 30, 2024) <https://www.cigionline.org/articles/the-joint-statement-on-e-commerce-is-this-glass-half-empty-or-half-full/>

終章 総括と課題

本研究では、コンピュータによってデータ通信が可能になった 1970 年代から現在に至るまでを対象として、自由な越境データ流通をめぐる各国の主張を規範アイデアとして捉え、その形成、普及、変化を整理した。以下では改めてその総括を行い、考察を加える。

第 1 節 変遷の総括

1970 年代、コンピュータ間通信における、情報処理やファイルへの保存を目的とするデータの国境を越える電子的伝送(国際データ流通、TDF)が議論された際には、自由なデータ流通は、「情報の自由流通」を担うものとして認識された。情報の自由流通は、人権の一部として位置づけられ、国際条約としても組み込まれていることから、国際規範として広く認められていると考えられる。主にアメリカ多国籍企業及びアメリカ政府が規範企業家となり、「自由な情報の流通」の重要性を掲げてデータ流通と結びつけ、その正当性を示すという、規範の接ぎ木戦略がとられたと評価可能だろう。その後、自由なデータ流通の主流な議論では、アメリカ多国籍企業によって自由市場メカニズム、自由貿易といった経済における規範にも接ぎ木され規範アイデアとして構成、主張されるようになる。これらは、それぞれ異なる信念のもとに構成されたが、自由な国際データ流通アイデアを推進する過程において相互補完的に機能した。

自由なデータ流通に先立って訴えられていたデータ保護概念については、プライバシー権が基にある。情報通信技術の発展に伴い、欧米先進国の学界を中心にデータ処理、データ保護というプライバシーに関する新たな保護分野が認識され、広められた。その上で、データが比較的容易に越境しうることから共通の法秩序を構築すべく国際ガイドラインや条約が作成され、規制が複製されるという形で、規範の伝播が起こった。

先進国による規範対立の調整の場となったのが OECD であり、結果として 1980 年に、「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する OECD 理事会勧告」が採択された。その後、OECD では非個人データ流通についての議論が行われ、1985 年に、アメリカが提案したデータ宣言を元に TDF 宣言が閣僚理事会で採択された。

TDF 宣言によって先進諸国の合意を得たアメリカは、非個人情報である経済データの貿易側面をさらに推し進めるべく、フォーラムとして、GATT(WTO)を通じた多国間交渉と、それに加えて二国間交渉を選択し、自由化を迫るようになる。これにより人権の中で何を重視するのかというイデオロギーの対立でなく、貿易障壁という実質的な側面で議論及び交渉が可能となったといえる。

そのための戦略として、アメリカは当時推進していたサービス貿易の国際規律形成とデータ流通の自由化議論を結び付けた。金融、運送、通信といったサービス貿易においてはデータの越境移転を伴うことが多い。アメリカは市場アクセス、公正な競争といった GATT の原則をサービス貿易にも適用するよう主張した。結果として、ウルグアイ・ラウ

ンドの GATT 電気通信作業部会を経て、付加価値電気通信分野の約束表に記載するサービスに関し、「合理的かつ無差別な条件の下で公衆電気通信伝送網及びサービスへのアクセス及び利用の確保」が、電気通信に関する附属書に記載された。これがまとまる過程において、先進国の貿易理論家やアナリスト、電気通信専門家が形成する認識共同体の働きかけの影響が大きかったとされる。アメリカの意図や産業界の要望としては、国家間の情報の制限のない流れの確保が求められていたものの、その成果としては電気通信産業の規制緩和、市場開放、アクセスに重点が置かれ、包括的分野における「データ流通」に関する明言的な規定はおかれなかった。

1990 年代後半、インターネットの普及に伴い、こうした電子的手段が用いられる物品、サービス貿易、すなわち電子商取引について国際的に議論する機運が高まった。アメリカはいちはやく 1997 年、「グローバル電子商取引の枠組み」の中で、「アメリカ政府は国境を越えた情報の可能な限り広範な自由な流れを支持する」と示した。またインターネットは自由でオープンなネットワークとして発展してきたことから、産業界もそれを強く支持していた。

WTO においては、電子商取引について、主要機関や閣僚理事会での検討が行われたものの、各国の立場や意見の相違から関税不賦課のモラトリアムの他は特に合意が達成できない状態であった。そこでアメリカは、二国間および地域間の自由貿易協定にフォーラムを移行して制約のない国境を越えたデータ移転規定を含む電子商取引規定を先導するようになった。2000 年代、電子商取引章において設定された、国境を越えた情報流通に関する文言は、主に協力(“Cooperation”)の条項の下に置かれた。チリ・アメリカ FTA において初めて採用され、「電子商取引のための活気ある環境を促進するために不可欠な要素として、国境を越えた情報の流れを維持するための協力の重要性を認識又は確認」という内容であった。初めて電子的手段による国境を越えた情報移転に関する具体的な規定が含まれたのは、アメリカのデジタル業界から強力なロビー活動を受けたとされる TPP 協定である。「電子的手段による国境を越えた情報移転」において、各国の規制上の要件を認めつつ、「対象者の事業の実施のために行われる場合」にそれを許可しなければならないとの内容が定められた。越境データ流通に対する、データ保護、安全保障、主権といった各国の懸念に対しては、但し書き、公共政策目的の例外を設けることによって一定の政策余地を確保するという調整がなされた。2018 年、電子的手段による国境を越えた情報移転に対して同一の規定を残す CPTPP が締結・発効されて以降、文言としては TPP 協定のフレームが同締約国によって広められ、条項が伝播している。アメリカは TPP から脱退した後、USMCA、日米デジタル協定を結んでいる。そこではデジタル貿易章が設置され、TPP 協定より例外を狭め、各国の規制上の要件に触れずに対象者の事業の実施における越境データ移転の自由原則を掲げるといふ、より厳格な規定を持つ。このように、アメリカは結んだ経済協定の数は少ないものの、データの自由流通条項の新規作成等を通じて、データの自由流通の規定を牽引してきた。そして、その支持、拡散国として、シンガポール、

チリ、オーストラリア、ニュージーランド、イギリス、メキシコ、日本が挙げられる。

2010 年代、インターネット利用をめぐっては、各国の成長戦略、安全保障といった利害対立や技術によるパワーの濫用への懸念、パワーバランスの変化などを受けて、環境が複雑化する。

そうした中で、自由なデータ流通を達成するために、自由なデータ流通という規範アイデアに一定の条件を追加していくことで、二国間、地域の経済協定だけをフォーラムとするのではなく、多くの国、ステークホルダーの協力と議論への参加を促そうという動向が見られるようになる。2019 年、日本は「信頼性のある自由なデータ流通(DFFT)」を提唱した。自由なデータ流通とプライバシーやセキュリティ、知的財産権の両立という概念を提示することで、今後の世界経済において重要なデータ流通についてマルチで議論できる場を整えることが目指された。同年、WTO 電子商取引共同イニシアチブによる交渉が正式に開始され、シンガポール、オーストラリア、日本が議長国として主導し、2024 年 8 月時点で有志の 91 か国・地域によって進められている。WTO 電子商取引共同イニシアチブにおいては、当初より議長国によって TPP レベルの自由が主張されてきた。DFFT アイデアを政策にする具体的な議論は、G7、G20 で進められている。そして 2023 年、DFFT の具体化のための国際枠組みが OECD のもとに設立されることになった。プロジェクトごとに、政府と協働するマルチステークホルダーからなる専門家グループを形成し、テーマに応じて、複数の国際機関や地域機関と連携することが想定されている。

対して中国は、データ流通の貿易関連側面が貿易発展にとって重要であることは認めつつ、各国家の法律や規則を遵守した秩序あるデータ流通が必要であると主張する。データセキュリティイニシアチブなどによって、二国間、地域レベルで推進している。

アメリカは、バイデン政権から、これまでの自由で制限のないデータ流通にかわって信頼のある安全な流通を主張するようになる。IPEF におけるデジタル貿易の議論を対象に取り組むと言われていたが、現在は協議が先送りにされている。その理由について、デジタル貿易は、これまで対象としてきた電子商取引とは性質が異なっているとして、その規制の在り方について、国内政策の議論への十分な政策的余地を確保するためと述べられている。

WTO のプルの場では、2023 年 10 月時点のデジタル貿易交渉テキストによると、「データの自由な越境移動の確保」について提案文言は、TPP 協定に類する文言(ブラジル提案)、それに、「その法律または規制に別段の定めがある場合を除いて」と足される文言(中国案)、TPP 協定から「禁止、制限をしてはならない」と変更した文言(オーストラリア、カナダ、シンガポール、日本、韓国、ニュージーランド、イギリスによる提案)、EU の横断的規定で採用されている構成の規律が提示されている。また、ナイジェリアは、開発途上国や後発開発途上国の開発および政策スペース目的のための例外を許可する提案を行っている。このような相違が存在するため、現状は依然として交渉を妥結することは難しく、議論には更に多くの時間を要するとされる。

ここまでの変遷を表1にまとめている。

表1 越境データ流通の議論に関する対象、アイデア、フォーラムの変遷

年代	主な対象	規範アイデア	調整、普及フォーラム	合意文書
1970年代 ～ 1980年代	「国際データ流通(TDF)」 コンピュータ間通信における、情報処理やフ ァイルへの保存を目的とする情報(データ)の国境 を越える電子的伝送 主に、多国籍企業における企業情報のやりとり や、金融サービスなど	基本的人権としての情報の自由流通	OECD(先進国)	1980 OECDプライバシーガ イドライン 1985 TDF宣言
		データ流通の自由貿易的側面		
		データ保護		
1990年代 ～ 2010年代 前半	インターネットの普及 物品、サービス貿易において利用されるイン ターネットなどの電子的手段(=電子商取引)	安全保障、文化保護、情報主権	IBI(途上国)	
		サービス貿易におけるデータ流通の自由 ⇒「アクセス及び利用」の確保	GATT電気通信作業部会 アメリカによる2 国間FTA	1994 電気通信に関する附属 言
		電子商取引に おける データ流通の 自由	WTO 関係会議	
2010年代 後半～	上記に加えて、データそれ自体が価値を持ちそ れを対象とするデジタル貿易(デジタルで発 注、デジタルで配信されるすべての貿易)が想 定されつつある	安全保障、 主権	二国間、地域経済協定	各経済協定 電子商取引章
		信頼性のある自由なデータ流通(DFFT)	WTO 電子商取引共同イニシアチブ	
		秩序あるデータ流通	G7, G20	G7デジタル・技術閣僚宣言 G7/G20 首脳宣言
		信頼のある安全な流通	OECD(IPA) 二国間、地域 IP EF(先送り)	

(出典：筆者作成)

第2節 考察

1970年代から1980年代は、第1節でも述べたように、データの自由な流通は、主にアメリカ政府と多国籍企業によって、情報の自由流通として人権規範と接ぎ木されたり、自由市場メカニズム、自由貿易といった経済における規範にも接ぎ木され規範として構成、主張された。当時自由な情報の流通が強く推し進められていたのは、「新世界情報コミュニケーション秩序(NWICO)」への対抗など、必ずしもデータの移転と直接的に関連するとは限らない、自由民主主義のアイデンティティ的側面もあったと考えられる。異なる観点の規範として、人権規範と関連するデータ保護概念が欧州各国で主張されたが、OECDをフォーラムとした議論を通じてプライバシーと情報の自由な流通の調和に関して一定の合意が達成された。その際自由なデータ流通への支持を増やすために、欧米諸国を拠点とする企業側の働きかけ及びデータサービスの「アクセス」という発想の転換による国家の利益の認識が重要であった。また、自由な情報流通、プライバシー、また自由貿易が、自由民主主義という欧米先進国のアイデンティティに共通する重要な規範であることが、それぞれの規範を尊重しながら調和させることへの動機の一要素であったと考えられる。加えて当時先進国と途上国で議論のフォーラムが分断され、特に第三世界において主権の主張のもと厳しい制限をかける傾向が存在していたため、先進国が先手を打って国際コンセンサスを形成するという点においても利害が一致したと考えられる。

1990年代以降、データの自由な流通については、経済、通商フォーラムにおいて議論されることが主流であり、「経済的利益」「非関税障壁」に焦点をあてることによって、国内政策やイデオロギーの対立を正面から問題とすることを回避してきたという側面があるだろう。経済フォーラムにおいて議論された自由なデータ流通規範の受容は、自由貿易の推進者としてのアイデンティティという側面もありうるものの、主に利益によって促されたと考えられる。そのため、利益の存在の認識、また科学的な知識の共有が重要となる。データの自由な流通は、コンピュータ通信の時代から、技術の優位性を持ち利益を得ているアメリカと世界各国の多国籍企業が規範企業家となって推進してきた。電子商取引を対象とする現在の議論では、オーストラリア、カナダ、シンガポール、日本、韓国、ニュージーランド、イギリスなどが規範を推進する国となって、ビジネスに関わるデータの自由な流通を求めている。また中国やEUもそれぞれの主張と合致する形式でデータの自由な流通に関する規律を形成している。

現状はデータをどの程度流通させるかについて、まだ複数の規範が存在し、転換点には到達していない伝達段階にあると言える。コンピュータ通信の時代、TDF問題の議論においても、果たしてデータがどの程度価値を持つのかは測定が難しい問題であった。インターネットにおいても、データを国内に囲い込むことと比べて自由に流通させることによる利益がどの程度あるのかを正確に測定することには困難が伴う。また各国内における規制と利益のバランスに関する知見の蓄積にも時間を有する。共通の科学的知見が十分に確立されていないこと、各国における利益の理解不足は、議論を長期化させ、普及における課

題のひとつであったと考える。一方で、2024 年 9 月、国連未来サミットにおいて採択されたグローバル・デジタル・コンパクトでは、加盟国によって、「安全で信頼性のある」越境データ流通が潜在的な社会的・経済的・開発的利益をもたらすことが認識¹⁷⁰され、データガバナンスに関する初の国際的なコミットメントが含まれた。このように、データ流通に対する利益の認識共有は進んでおり、その上で規制アプローチ、バランスの調整が求められている。そしてそうした中でアメリカは 2024 年 10 月の本稿執筆時点で、通商フォーラムにおけるデータの自由な流通の議論への関与を放棄しており、既存の自由貿易を巡る緊張関係が、自由なデータ流通の議論にも影響を与えていると言える¹⁷¹。

第 3 節 課題と今後の展望

最後に本研究の課題を挙げる。

本研究の目的はデータ通信が可能になった 1970 年代から現在に至るまでを対象とした自由な越境データ流通をめぐる各国の主張を規範アイデアとして捉え、その形成、普及、変化の整理を通じて、改めて現状の議論を考察することであった。

しかし、規範アイデアの普及に対する調査をするうえで、経済協定を対象としたことによる限界が存在する。まず、経済協定を形成する交渉は、基本的に非公開であるため、成果文書となる協定から規範の受容を推測することになるが、経済協定に盛り込まれる事項は、各国の交渉や取引による部分もあるため、協定の締結が必ずしも規範を受容したとは言いきれない可能性がある。そして、規範アイデアの拡散が、経済協定のみによって行われるわけではないことにも留意する必要がある。コンストラクティビズムにおいて規範の普及過程には、インフォーマルアクターの働きも重要視される。自由なデータ流通においてもこれまで、重要な推進アクターとして、各国に拠点を持つ多国籍企業や経済団体の働きかけが一定の役割を果たしてきた。また、インターネットにおけるデータ流通については、サイバー領域における議論もある。例えばアメリカは、2022 年、「未来のインターネットに関する宣言」で、情報の自由流通について言及し、「私たちの共通の価値観に基づいた、志を同じくする民主的で開かれた外向的なパートナーとして、信頼に基づくデータの自由な流通の利点を実現するための取り組みを促進」¹⁷²すると宣言している。

¹⁷⁰ United Nations, “Pact for the Future, Global Digital Compact and Declaration on Future Generations”, September 2024, p.47. ただし、鍵括弧は筆者追記。

<https://www.un.org/en/summit-of-the-future/pact-for-the-future>

¹⁷¹ De La Chapelle, B. and Porciuncula, L., “We Need to Talk About Data: Framing the Debate Around Free Flow of Data and Data Sovereignty”. Internet and Jurisdiction Policy Network, 2021, p.5. <https://www.internetjurisdiction.net/uploads/pdfs/We-Need-to-Talk-About-Data-Framing-the-Debate-Around-the-Free-Flow-of-Data-and-Data-Sovereignty-Report-2021.pdf>

¹⁷² USDOS “A Declaration for the Future of the Internet”, <https://www.state.gov/wp->

今後は経済協定とは異なるフォーラムも影響力のある議論の場となる可能性もある。例えば、OECD の DFFT の具体化のための国際枠組み(IAP)が挙げられる。OECD はこれまでもコンピュータ通信、サービス貿易、電子商取引のそれぞれの議論において、ソフトな調整の場として機能し、データ流通に関しても分析や勧告などを通じて政策形成の支援を行ってきた。2023 年に、IAP が設立され、今後はプロジェクトごとに、政府と協働するマルチステークホルダーからなる専門家グループを形成するという形で議論がされる見込みである。OECD のソフトパワーや、専門家グループによる認識共同体の力がどのように発揮されるか、新たな検討課題となりうると考える。また 2024 年 9 月、国連未来サミット 2024 において採択されたグローバル・デジタル・コンパクトでは、越境データ流通を SDG 目標 17(パートナーシップで目標を達成しよう)と関連付けて、2030 年までに、知識とベストプラクティス開発のため、規制アプローチ間の共通性、補完性、収斂性及び乖離性について全ての関係者間の協議を進めることが約束された。そして開発に関連するデータガバナンスの議論の強化も挙げられている。加えて現在、企業団体などによって個別分野におけるデータ連携基盤など、システム上での相互運用性の在り方が模索されている。こうした試みが先行して、データの流通という概念に影響を及ぼす可能性もある。

データ流通は、技術の発展と国際情勢双方の影響を受けるため、その国際ガバナンスについては現在進行形で変化する情勢にある。2023 年 G7 デジタル・技術大臣会合閣僚宣言においても「我々はデジタル・エコシステム全体の信頼を高め、権威主義的アプローチの影響に対抗することを目指す。」¹⁷³としている。こうしたイデオロギーの対立も含む経済安全保障問題が今後の議論にどういった影響をもたらすのか、データがもたらす経済的利益と安全保障のバランスのため各国の政策に再考がせまられていることになるのか、依然として不透明であり、動向を注視する必要がある。加えて、AI におけるデータ利用という新たな側面も今後の論点となるだろう。

<content/uploads/2022/04/Declaration-for-the-Future-for-the-Internet.pdf>

¹⁷³ 総務省「閣僚宣言 G7 デジタル・技術大臣会合(仮訳)」 2023 年 4 月 30 日

https://www.soumu.go.jp/joho_kokusai/g7digital-tech-2023/topics/pdf/pdf_20230430/ministerial_declaration_dtm JP.pdf

参考文献 (特段の付記の無い URL は 12 月 2 日最終閲覧)

・非日本語文献

Aaronson, S. (2015). “Why Trade Agreements Are Not Setting Information Free: The Lost History and Reinvigorated Debate over Cross-Border Data Flows, Human Rights, and National Security.” *World Trade Review* 14(4), pp.671–700.

Azmeh, S., Foster, C. and Echavarri, J. (2020). “The International Trade Regime and the Quest for Free Digital Trade”, *International Studies Review*, 22(3), September 2020, pp.671–692.

Azmeh, S. (2023). “‘Saving the WTO’: middle power insiders and joint statement initiatives at the World Trade Organisation”. *New Political Economy*, 29(1), pp.60–74.

Brännström, L., Gunneflo, M., Noll, G. and Parsa, A. (2023). “Legal imagination and the US project of globalising the free flow of data”, *AI & Soc*, pp. 2259–2266.

Bushkin, A. and Yurow, J. (1980). “The foundations of United States information policy”

<https://its.ntia.gov/umbraco/surface/download/publication?reportNumber=SP-80-8.pdf>

Casalini, F., González, J. L. and Nemoto, Y. (2021). “Mapping commonalities in regulatory approaches to cross-border data transfers”, *OECD Trade Policy Papers*.

[https://www.oecd-ilibrary.org/docserver/ca9f974e-](https://www.oecd-ilibrary.org/docserver/ca9f974e-en.pdf?expires=1659087256&id=id&accname=guest&checksum=E5A310487C920E38F40E9A1B2531FFC1)

[en.pdf?expires=1659087256&id=id&accname=guest&checksum=E5A310487C920E38F40E9A1B2531FFC1](https://www.oecd-ilibrary.org/docserver/ca9f974e-en.pdf?expires=1659087256&id=id&accname=guest&checksum=E5A310487C920E38F40E9A1B2531FFC1)

Clyne, H. J. V., Chairman. (1979). *Telecommunications and Canada Consultative Committee on the Implications of Telecommunications for Canadian Sovereignty*, Minister of Supply and Services Canada. https://publications.gc.ca/collections/collection_2023/isde-ised/Co21-5-1979-eng.pdf

Coleman, K. P. (2013). “Locating norm diplomacy: Venue change in international norm negotiations”. *European Journal of International Relations*, 19(1), pp.163–186.

Cong W. (2023). “Contesting Freedom of Information: Capitalism, Development, and the Third World”, *Asian Journal of International Law*, 13(1), pp. 46–75.

Dale, J. G. and Aizawa, N. (2024). “‘Data Free Flow with Trust’: Japan's struggle to integrate democracy and human rights into digital trade policy”. *Frontiers in Sociology*, 9, 1397528, 25 Sep. 2024.

<https://www.frontiersin.org/journals/sociology/articles/10.3389/fsoc.2024.1397528/full>

De La Chapelle, B. and Porciuncula, L. (2021) “We Need to Talk About Data: Framing the Debate Around Free Flow of Data and Data Sovereignty”. Internet and Jurisdiction Policy Network. <https://www.internetjurisdiction.net/uploads/pdfs/We-Need-to-Talk-About-Data-Framing-the-Debate-Around-the-Free-Flow-of-Data-and-Data-Sovereignty-Report->

[2021.pdf](#)

Dougan, D. L. (1983). *Promoting the Free Flow of Information*, November 30, 1983.

<https://books.google.co.jp/books?id=cElKAQAAMAAJ&printsec=frontcover&hl=ja#v=onepage&q&f=false>

Drake, W. J. (1993). "Territoriality and intangibility: transborder data flows and national sovereignty." In, Nordenstreng, K. and Schiller, H. (eds.), *Beyond National Sovereignty: International Communications in the 1990s*. Norwood: Ablex , pp. 259-313.

Drake, W.J. and Nicolaïdis, K. (1992). 'Ideas, interests, and institutionalization: "trade in services" and the Uruguay Round', *International Organization*, 46(1), pp.37–100. doi:10.1017/S0020818300001454

Elsig, M. and Klotz, S. (2021). "Data Flow-Related Provisions in Preferential Trade Agreements: Trends and Patterns of Diffusion", in M. Burri (ed.) *Big Data and Global Trade Law*. Cambridge: Cambridge University Press, pp. 42–62.

<https://www.cambridge.org/core/books/big-data-and-global-trade-law/data-flowrelated-provisions-in%20-preferential-trade-agreements/32B863541AF2667A2A699552DCCA47E8>

Finnemore, M, and Sikkink, K. (1998). "International Norm Dynamics and Political Change" *International Organization*, 52(4), pp.887–917.

Gao, X. (2022). "An Attractive Alternative? China's Approach to Cyber Governance and Its Implications for the Western Model". *The International Spectator*, 57(3), pp.15–30.

Hill, J. (2014). "The Growth of Data Localization Post-Snowden: Analysis and Recommendations for U.S. Policymakers and Business Leaders". The Hague Institute for Global Justice, Conference on the Future of Cyber Governance, 2014, Available at SSRN: <https://ssrn.com/abstract=2430275> .

Hondius, F.W.(1975). *Emerging data protection in Europe*, Amsterdam: North-Holland Pub. Co.

Hondius, F. W. (1980). "Data Law in Europe", *Stanford Journal of International Law*, 16, pp.87-112.

Hondius, F. W. (1983). "A Decade of International Data Protection", *Netherlands International Law Review*, 30(2), pp.103–128.

Huawei and Oxford Economics. (2017). "Digital Spillover -Measuring the true impact of the Digital Economy" September 5, 2017 https://www.huawei.com/minisite/gci/en/digital-spillover/files/gci_digital_spillover.pdf

Jones, E., Kira, B. and Tavengerwei, R. (2024). "Norm Entrepreneurship in Digital Trade: The Singapore-led Wave of Digital Trade Agreements", *World Trade Review*, 23(2), pp.208–241.

- Keohane, R. (1997). "International relations and international law: two optics". *Harvard International Law Journal*, 38(2), pp.487-502.
<https://heinonline.org/HOL/P?h=hein.journals/hilj38&i=494>.
- Kirby, M. (2011). "The history, achievement and future of the 1980 OECD guidelines on privacy", *International Data Privacy Law*, 1(1), February 2011, pp.6-14.
- Krook, M. L., and True, J. (2012). "Rethinking the life cycles of international norms: The United Nations and the global promotion of gender equality", *European Journal of International Relations*, 18(1), pp.103-127. <https://doi.org/10.1177/1354066110380963>
- Lyon, D. (2014). "Surveillance, Snowden, and Big Data: Capacities, consequences, critique". *Big Data & Society*, 1(2).
- Mahoney, E. (1988). "The intergovernmental Bureau for Informatics: An international Organization within the Changing World", in Mosco, V. and Wasko, J, *The political economy of information*, University of Wisconsin Press.
- March, J.G. and Olsen, J.P. (1998). "The Institutional Dynamics of International Political Orders", *International Organization*, 52(4), pp. 943–969.
- Monteiro, J. and Teh, R. (2017). "Provisions on electronic commerce in regional trade agreements", WTO Staff Working Paper, No. ERSD-2017-11, World Trade Organization (WTO), Geneva.
- OECD. (1985). "OECD Declaration on Transborder Data Flows", *OECD Digital Economy Papers*, No. 1, OECD Publishing, Paris, <https://doi.org/10.1787/230240624407>.
- OECD.(1997). "Measuring Electronic Commerce", *OECD Digital Economy Papers* No. 27, OECD Publishing, Paris, <https://dx.doi.org/10.1787/237203566348>
- Pavlic, B. and Hamelink, C. (1985). *The New International Economic Order: links between economics and communications*, the United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization.
- Peng, S., Lin, C.-F. and Streinz, T. (2021). "Artificial Intelligence and International Economic Law: A Research and Policy Agenda", in S. Peng, C.-F. Lin, and T. Streinz (eds.) *Artificial Intelligence and International Economic Law: Disruption, Regulation, and Reconfiguration*. Cambridge: Cambridge University Press, pp.1–26.
- Price, R. (1998). "Reversing the Gun Sights: Transnational Civil Society Targets Land Mines", *International Organization*, 52(3), pp.613-644.
<https://doi.org/10.1162/002081898550671>.
- Renaud, J. (1986). "A conceptual framework for the examination of transborder data flows", *The Information Society*, 4(3), pp.145–185.
- Risse, T, and Sikkink, K. (1999). "The Socialization of International Human Rights Norms into Domestic Practice", in Risse, T., Ropp, S. and Sikkink, K. *The Power of Human Rights:*

- International Norms and Domestic Change*, Cambridge; Cambridge University Press.
- Sauvant, K. P. (1986). *International Transactions in Services: The Politics of Transborder Data Flows*. Boulder & London: Westview Press.
- Schott, J. (1989). "More Free Trade Areas?". In Schott, J. (ed.) *Free Trade Areas and U.S. Trade Policy*, Washington: Institute for International Economics.
- Transnational Data Reporting Service.(1979). *Transnational Data Report*, Vol. 2, No.1.
- "Carter sees high stakes in international communications", p.1, 5.
- Transnational Data Reporting Service.(1979). *Transnational Data Report*, Vol. 2, No.5.
- "US Proposes GATT For Data Flows", pp.7-8.
- Transnational Data Reporting Service.(1980). *Transnational Data Report*, Vol.3, No.3/4.
- Joubert De Oliveira Brizida, "Official Brazilian address on transnational data flow", pp.32-34
 - Crawford, M. H. "The IBI transborder data flow conference: An American view", pp.38-40
- Transnational Data Reporting Service.(1980). *Transnational Data Report*, Vol.3, No.8.
- Nimetz, M. "Fundamental principle for international telecommunication and informatics policies", pp.9-10.
- Transnational Data Reporting Service.(1983). *Transnational Data Report*, Vol. 6, No.3.
- Thompson, W. S. "Communication and information: principles are important", pp.153-155.
- Transnational Data Reporting Service.(1984). *Transnational Data Report*, Vol 7, No,1.
- Pipe, R. "Searching for Appropriate TDF Regulation", pp. 1-10.
- Transnational Data Reporting Service.(1984). *Transnational Data Report*, Vol 7, No,5&6.
- Pipe, R. "TDF Priorities: Building Infrastructures and Cooperation", pp. 253-259.
- Transnational Data Reporting Service.(1987) , *Transnational Data and Communications Report*, April 1987.
- "TIDE 2000: Embracing Balance and Avoiding Polarization", pp.14-19.
- Transnational Data Reporting Service.(1987). *Transnational Data and Communications Report*, October 1987.
- "Business Urges Telecoms Services in GATT", p.7.
- Transnational Data Reporting Service.(1988). *Transnational Data and Communications Report*, May 1988.
- "Value-added and Information Services in the Services Trade Negotiations", pp.27-29.
- United Nations Centre on Transnational Corporations.(1982). *Transnational corporations and transborder data flows; a technical paper*, United Nations publication, sales no. E.82.II.A.4.
- Westin, A. F.(1967). *Privacy and Freedom*. New York: Atheneum.

・日本語文献

- 飯田敬輔.(2013).『経済覇権のゆくえ』中公新書.
- コリン.J. ベネット著、江夏健一監修、土屋彰久訳.(1994).『プライバシー保護と行政の対応 欧米4カ国の国際比較』、文真堂.
- シモン・ノラ、アラン・マンク著、興寛次郎監訳.(1980).『フランス・情報を核とした未来社会への挑戦』、産業能率大学出版部.
- 城山英明.(2023).「グローバルなデータガバナンスにおける多様な公共政策目的の調整と調整の場」日本国際問題研究所『経済・安全保障リネージュ研究会 最終報告書』, 147-161 頁 https://www.jiia.or.jp/pdf/research/R04_Economic_Security/01-11.pdf
- 須田祐子.(2021).『データプライバシーの国際政治：越境データをめぐる対立と協調』勁草書房.
- 西谷真規子編著.(2017).『国際規範はどう実現されるか：複合化するグローバル・ガバナンスの動態』ミネルヴァ書房.
- 林紘一郎.(2015).「情報法の一般理論はなぜ必要か：5つの理由と検討すべき10の課題」情報通信学会誌, 33(3), 1-11 頁.
- 藤野克.(2023).『情報通信ルールの国際競争 日米のFTA戦略』早稲田大学出版部.
- 堀部政男.(1988).『プライバシーと高度情報化社会』岩波新書.
- 山本吉宣.(2008).『国際レジームとガバナンス』有斐閣.
- 郵政省.(1986).『昭和61年版通信白書』.

・非日本語ウェブサイト

- Access Now “UN Human Rights Council discusses surveillance and other internet issues at 24th session”(16 September 2013) <https://www.accessnow.org/un-human-rights-council-discusses-surveillance-and-other-internet-issues-at/>
- Atlantic Council “US Trade Representative Katherine Tai on the future for US-EU trade” (3 June 2024), <https://www.atlanticcouncil.org/event/us-trade-representative-katherine-tai-on-the-future-for-us-eu-trade/>
- Australian Government Department of Foreign Affairs and Trade “Digital Trade Strategy” (1 April 2022) <https://www.dfat.gov.au/trade/services-and-digital-trade/e-commerce-and-digital-trade/digital-trade-strategy>
- Burri, M., Callo-Müller, M. and Kugler, K., TAPED: Trade Agreements Provisions on Electronic Commerce and Data, available at: <https://unilu.ch/taped> with the date of retrieval.
- “Canada-US Free Trade Agreement”
<https://www.international.gc.ca/trade-commerce/assets/pdfs/agreements-accords/cusfta-e.pdf>
- CNA news: Ang Hwee Min “Singapore seeks to reinforce role as digital hub, signs

partnership with EU” (February 1, 2023)

<https://www.channelnewsasia.com/singapore/singapore-seeks-reinforce-role-digital-hub-signs-partnership-eu-3246786>

CSIS “USTR Upends U.S. Negotiating Position on Cross-Border Data Flows” by Meredith Broadbent (December 12, 2023) <https://www.csis.org/analysis/ustr-upends-us-negotiating-position-cross-border-data-flows>

European Parliament, “Resolution on ‘Towards a Digital Trade Strategy’”, (2017/2065(INI)). <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52017IP0488>

European Commission, “Horizontal Provisions for Cross-border Data Flows and for Personal Data Protection (in EU Trade and Investment Agreements)”, <https://www.politico.eu/wp-content/uploads/2018/02/Data-flow-provisions-POLITICO.pdf>

Gao, H, (2024). “The Joint Statement on E-commerce: Is This Glass Half Empty or Half Full?”, (September 30, 2024), <https://www.cigionline.org/articles/the-joint-statement-on-e-commerce-is-this-glass-half-empty-or-half-full/>

Gov. UK HP “Trade and Cooperation Agreement between the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, of the one part, and the European Union and the European Atomic Energy Community, of the other part”, https://assets.publishing.service.gov.uk/media/608ae0c0d3bf7f0136332887/TS_8.2021_UK_EU_EAEC_Trade_and_Cooperation_Agreement.pdf

Murphy, J. (2023). “How Reversal on Digital Trade Threatens U.S. Workers, Businesses”, (October 27, 2023), <https://www.uschamber.com/international/trade-agreements/how-reversal-on-digital-trade-threatens-u-s-workers-businesses>

Park, C.(2022). “Knowledge Base: China’s ‘Global Data Security Initiative’ 全球数据安全倡议”, March 31, 2022, Stanford University DIGICHINA <https://digichina.stanford.edu/work/knowledge-base-chinas-global-data-security-initiative/> “The Global Security Initiative Concept Paper”, http://en.chinadiplomacy.org.cn/pdf/The_Global_Security_Initiative_Concept_Paper.pdf

The Ministry of Commerce People’s Republic of China (2021) “China has submitted an official application to join the Digital Economy Partnership Agreement (DEPA)”.

November 3, 2021,

https://english.mofcom.gov.cn/News/SignificantNews/art/2021/art_dc8a83fce94846859c9f61137b2aac7e.html

UNCTAD. (2021) “DIGITAL ECONOMY REPORT 2021 Cross-border data flows and development: For whom the data flow”, United Nations, August 2021. https://unctad.org/system/files/official-document/der2021_en.pdf.

United Nations General Assembly.(1946). *Calling of an International Conference on Freedom of Information*, A/RES/59,
<https://www.refworld.org/legal/resolution/unga/1946/en/7854>

United Nations.(2024). “Pact for the Future, Global Digital Compact and Declaration on Future Generations”, September 2024. <https://www.un.org/en/summit-of-the-future/pact-for-the-future>

U.S. Congress, Office of Technology Assessment.(1993). “U.S. Telecommunications Services in European Markets”, OTA-TCT-548 (Washington, DC: U.S. Government Printing Office, August 1993) <https://ota.fas.org/reports/9349.pdf>

USDOS Archived HP.(2011). “European Union-United States Trade Principles for Information and Communication Technology Services”.
<https://2009-2017.state.gov/p/eur/rt/eu/tec/171020.htm>

USDOS.(2022). “A Declaration for the Future of the Internet”. <https://www.state.gov/wp-content/uploads/2022/04/Declaration-for-the-Future-for-the-Internet.pdf>

USTR “CAFTA-DR (Dominican Republic-Central America FTA) -Chapter Fourteen Electronic Commerce”,
https://ustr.gov/sites/default/files/uploads/agreements/cafta/asset_upload_file783_3934.pdf

USTR “IFTA Declaration on Trade in Services”
<https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/FTA/Israel%20FTA/IFTA%20Declaration%20on%20Trade%20in%20Services.pdf>

USTR “Ministerial Text for Trade Pillar of the Indo-Pacific Economic Framework for Prosperity” [https://ustr.gov/sites/default/files/2022-09/IPEF%20Pillar%201%20Ministerial%20Text%20\(Trade%20Pillar\)_FOR%20PUBLIC%20RELEASE%20\(1\).pdf](https://ustr.gov/sites/default/files/2022-09/IPEF%20Pillar%201%20Ministerial%20Text%20(Trade%20Pillar)_FOR%20PUBLIC%20RELEASE%20(1).pdf)

USTR “Trans-Pacific Partnership: Summary of U.S. Objectives”
<https://ustr.gov/tpp/Summary-of-US-objectives>

USTR “U.S.-Korea Free Trade Agreement -Chapter Fifteen Electronic Commerce”,
https://ustr.gov/sites/default/files/uploads/agreements/fta/korus/asset_upload_file816_12714.pdf

USTR “USMCA -Chapter19 Digital Trade”,
<https://ustr.gov/sites/default/files/files/agreements/FTA/USMCA/Text/19-Digital-Trade.pdf>

USTR “USTR Statement on WTO E-Commerce Negotiations”(October 24, 2023)
<https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2023/october/ustr-statement-wto-e-commerce-negotiations>

White House archived HP “The Framework for Global Electronic Commerce”

<https://clintonwhitehouse4.archives.gov/WH/New/Commerce/read.html>

White House archived HP “International Strategy for Cyberspace”

https://obamawhitehouse.archives.gov/sites/default/files/rss_viewer/international_strategy_for_cyberspace.pdf <2025 年 3 月 11 日最終閲覧>

WTO “Joint Statement on Electronic Commerce - Communication from China”

(INF/ECOM/19) 24 April 2019

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/INF/ECOM/19.pdf&Open=True>

WTO “Joint Statement on Electronic Commerce -WTO electronic commerce negotiations - Updated consolidated negotiating text – November 2023 – Revision“

(INF/ECOM/62/Rev.5) (bilaterals.org HP より閲覧)

https://www.bilaterals.org/IMG/pdf/wto_jsi_ecommerce_text_rev_5.pdf

WTO “Work programme on electronic commerce”, Adopted by the General Council on 25 September 1998, https://www.wto.org/english/tratop_e/ecom_e/wkprog_e.htm

Xinhua, “Full text: Global Initiative on Data Security”, September 8, 2020,

https://english.www.gov.cn/news/topnews/202009/08/content_WS5f573805c6d0f7257693bb01.html

陈思、马其家.(2022).「数据跨境流动监管协调的中国路径」『中国循環経済』2022 年第 9 期 <https://fzzfyjy.cupl.edu.cn/info/1035/14464.htm>

中国(江蘇)自由貿易試験区「江苏自贸试验区先行先试 探索数据跨境安全有序流动」2023/12/6 https://doc.jiangsu.gov.cn/art/2023/12/6/art_79282_11091166.html

赵惠妙.(2024).「跨境数据流动的法律规制与国家安全：挑战与应对」央广网, 2024/9/23 https://law.cnr.cn/fzjj/20240923/t20240923_526915139.shtml

・日本語ウェブサイト

外務省サイト「グローバルな電子商取引に関する宣言（仮訳）」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/2-g.html>

外務省サイト「G20 ローマ首脳宣言（仮訳）」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100259275.pdf>

外務省サイト「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）のための新たなプラン具体的な取組例 -事例 36 DFPT 推進のための途上国の法整備・基盤整備等支援」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100477405.pdf>

外務省サイト「日 EU 経済連携協定（和文）」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000382088.pdf>

外務省サイト「日 EU 経済連携協定改正議定書(和文)」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100615100.pdf>

外務省サイト「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する OECD 理事会勧告」(1980 年 9 月)(仮訳)

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/chousa/hoso_it_eisei/pdf/040510_2_s1-5-6_24-02.pdf

外務省サイト「WTO 電子商取引共同声明イニシアティブ：オーストラリア、日本及びシンガポールによる共同議長声明(仮訳)」2023 年 12 月 23 日

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100598743.pdf>

外務省報道発表「日・EU 経済連携協定改正議定書の署名」(2024 年 1 月 31 日)

https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_00282.html

外務省報道発表「WTO 電子商取引交渉に関する共同議長国声明の発出について」(2024 年 7 月 26 日) https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_00937.html

経済産業省「2019 年版不公正貿易報告書」補論 2 電子商取引

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/fukosei_boeki/report_2019/pdf/2019_02_20.pdf

経済産業省「データの越境移転に関する研究会 報告書」2022 年 2 月 28 日

https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/data_ekkyo_iten/pdf/20220228_2.pdf

国際連合広報センター「世界人権宣言テキスト」https://www.unic.or.jp/activities/humanrights/document/bill_of_rights/universal_declaration/

首相官邸サイト「世界経済フォーラム年次総会 安倍総理スピーチ」2019 年 1 月 23 日
https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/statement/2019/0123wef.html

総務省サイト「G7 デジタル・技術大臣会合 大臣宣言」2021 年 4 月 28 日

(仮訳) https://www.soumu.go.jp/main_content/000748195.pdf

(原文) https://www.soumu.go.jp/main_content/000748187.pdf

総務省サイト「G7 デジタル大臣会合 附属書 1 信頼性のある自由なデータ流通の促進のための G7 アクションプラン」2022 年 5 月 11 日

(仮訳) https://www.soumu.go.jp/main_content/000813436.pdf

(原文) https://www.soumu.go.jp/main_content/000813432.pdf

総務省サイト「閣僚宣言 G7 デジタル・技術大臣会合(仮訳)」2023 年 4 月 30 日

https://www.soumu.go.jp/joho_kokusai/g7digital-tech-2023/topics/pdf/pdf_20230430/ministerial_declaration_dtm JP.pdf

総務省サイト「日米 ICT サービス通商原則(和文)」

https://www.soumu.go.jp/main_content/000143846.pdf

デジタル庁・経済産業省「第 1 回 国際データガバナンスアドバイザリー委員会 議事要旨」

https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/972b24ec-

[1b12-4695-be5d-c564e1f10ed1/17288fa7/20240603_meeting_global-data-governance-advisory_guidelines_minutes_02.pdf](https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/information/field_ref_resources/d5208f71-1b12-4695-be5d-c564e1f10ed1/17288fa7/20240603_meeting_global-data-governance-advisory_guidelines_minutes_02.pdf)

デジタル庁サイト [仮訳]附属書:「DFFT 具体化のための国際枠組み (Institutional Arrangement for Partnership :IAP)の設立及び G7 の期待に関するコンセプトペーパー」

https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/information/field_ref_resources/d5208f71-317d-425b-9677-c64a06000e3c/7943ceaa/20231201_news-g7_result_03.pdf

デジタル庁サイト 「河野デジタル大臣が 2024 年 OECD 閣僚理事会に出席しました」

(2024 年 5 月 8 日) <https://www.digital.go.jp/news/38c9989c-6023-4c29-bcc6-125734cf756f>

デジタル庁サイト 「DFFT (Data Free Flow with Trust :信頼性のある自由なデータ流通)」

<https://www.digital.go.jp/policies/dfft>

内閣官房 TPP 等政府対策本部サイト 「TPP 協定 (訳文) 第 14 章電子商取引」

https://www.cas.go.jp/jp/tpp/tppinfo/kyotei/tpp_text_yakubun/pdf/160308_yakubun_14.pdf

日本貿易振興機構 ビジネス短信 「米中摩擦の中、中国外相がデータ安全のイニシアチブを提唱」 2020 年 9 月 25 日

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/09/1eb5671d96c323b8.html>

JIPDEC サイト 「DFFT の具体化を加速する経済産業省 商務情報政策局 総務課 国際室の取り組み～インタビュー取材 経済産業省 国際室 目黒統括補佐～」 2022 年 6 月 6 日

https://www.jipdec.or.jp/library/report/20220606_01.html

謝辞

本論文を完成させるにあたり、指導教員をお引き受けくださった飯田敬輔先生には、論文執筆時の心構えから、論理構成にいたるまでご指導を賜りましたこと、心より感謝申し上げます。

城山英明先生にもお忙しい中、論文の着眼点に関しまして貴重なご助言をいただきましたこと、改めて御礼申し上げます。

最後に、いつも相談に乗ってくれ励ましてくれた友人と、家族に感謝いたします。